

平成17年第5回防府市議会定例会会議録（その3）

平成17年12月12日（月曜日）

議事日程

平成17年12月12日（月曜日）

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（30名）

1番	行 重 延 昭 君	2番	伊 藤 央 君
3番	松 村 学 君	4番	山 下 和 明 君
5番	重 川 恭 年 君	6番	斉 藤 旭 君
7番	藤 本 和 久 君	8番	弘 中 正 俊 君
9番	田 中 敏 靖 君	10番	木 村 一 彦 君
11番	山 本 久 江 君	12番	横 田 和 雄 君
13番	平 田 豊 民 君	14番	安 藤 二 郎 君
15番	藤 野 文 彦 君	16番	三 原 昭 治 君
17番	高 砂 朋 子 君	18番	今 津 誠 一 君
19番	原 田 洋 介 君	20番	河 杉 憲 二 君
21番	河 村 龍 夫 君	22番	大 村 崇 治 君
23番	佐 鹿 博 敏 君	24番	山 根 祐 二 君
25番	田 中 健 次 君	26番	馬 野 昭 彦 君
27番	中 司 実 君	28番	山 田 如 仙 君
29番	深 田 慎 治 君	30番	久 保 玄 爾 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	岡本勝實君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。25番、田中健次議員、26番、馬野議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、9日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより一般質問を行います。7番、藤本議員。

〔7番 藤本 和久君 登壇〕

7番（藤本 和久君） おはようございます。みどりの会の藤本でございます。通告に従いまして、教育行政について大きく6件質問をします。

浅学非才の私が教育のプロに質問するのはまことに僭越ではございますが、素人は素人なりに違った目を持っていますので、よろしくお願いたします。

最初に、教育委員5名で構成される狭義の教育委員会のあるべき姿について質問をしま

す。

子どもを学校に通わせている保護者で、防府市教育委員会の存在を知っている人は何人いるでしょうか。ましてや教育委員の名前を知っている人は、皆無ではないでしょうか。市町村教育委員会は、地方における義務教育の最高機関でありながら、保護者はその存在を知らない。なぜでしょうか。

教育委員会制度は、昭和31年に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって制度化されています。教育委員の任命は、当該地方公共団体の首長が議会の同意を得て任命しています。したがって、一般住民には目の届かないところで任命された教育委員ですから、保護者が知らなくても当然といえば、当然のことだと思います。

私は長年、ものづくりの現場に従事してきました。お客様に喜ばれる商品をタイムリーに、そして低コストで提供することに専念してきました。生産現場では決められた作業標準によって作業をしていますので、常に高品質な商品が生産されていると思われませんが、実際は、作業者の体調、作業者の交代、部品の品質のばらつき、設備の変更、設計変更等、微妙に変化していますので、放っておくと低品質な商品が生産されます。したがって、品質担当の社員は、毎日、生産現場に出て、変化点はないかチェックをしています。

私は、教育現場がどのように変化しているのかよく知りませんが、生産現場と同じように日々変化しているものと推察します。今日の教育現場は、学力の低下、学習意欲の減退、いじめ、学校崩壊、不登校の常態化、児童・生徒による殺傷事件、教員の不祥事件等多くの問題を抱えており、教育委員会は安寧としているときではありません。防府市教育委員会はそのようなことはないと思いますが、月に一、二度の教育委員会会議だけに出席して審議するのでは、教育行政の最高機関としての責務は果たせないと思います。教育委員はもっと、教育現場をみずからの目で見、児童・生徒の意見、教職員の意見、地方の方々の意見に耳を傾ける必要があると思います。教育委員の任命権者である市長に、教育委員会のあるべき姿をどのようにとらえているのかお伺いをしたいと思います。

続いて、学校における個人情報の保護について質問をします。

個人情報の保護に関する法律が平成15年5月30日に施行され、それを受けて防府市は、平成15年9月30日に防府市個人情報保護条例を施行しました。それまで厳密に管理されていなかった情報が管理されるようになったことは、素晴らしいことだと思います。学校における個人情報の管理は、防府市個人情報保護条例及び市長が保有する個人情報の保護に関する規則が適用されます。適正に管理されていると思いますが、3点質問をします。

1点目、防府市個人情報保護条例は個人情報の保護に関する法律を受けて制定されてい

ますが、大きく違う点が1つあります、個人情報には、生存する個人に関する情報と死亡した個人に関する情報の2つがあります。法律は生存する個人に関する情報と定義しているのに対し、条例では前述しました2つの情報だと定義をしています。

そこで質問します。

学校が収集した個人情報には死亡した個人に関する情報もあると思いますが、条例どおり死亡した個人に関する情報も管理されているのか、すなわち、無期限で管理されているのでしょうか。

2点目、個人情報の保護に関する法律がことし7月から全面施行されて、半年が経過しました。国民生活センターの報告によりますと、同センターや全国112の消費生活センターに設けられた相談窓口に9月末までに苦情・問い合わせが3,238件あり、うち名簿作成による第三者への個人情報提供などに関するものが19%の613件あったそうです。学校、町内会、同窓会の名簿などに関する相談が多く、煩雑さを嫌ってか名簿作成を中止するケースもあり、同センターは過剰反応も多いと見えています。

そこで質問しますが、学校が作成する各種名簿は、学校によってその内容は違っていると思います。特にクラス名簿の内容は、児童・生徒名だけのものから、保護者名、住所、電話番号まで載っているものまであり、各校ばらばらだと思います。市教委として統一する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

3点目、内申書について質問をします。

学校では、児童・生徒の教育指導を目的に、学習評価、部活動評価、指導記録、出欠記録等の教育情報を収集しています。内申書はこの教育情報をもとに作成されるもので、その行為は防府市個人情報保護条例第8条で禁止している個人情報の「目的外利用」に該当します。また、内申書を受験校に渡す行為は、個人情報の「外部提供」に該当します。私は、決して内申書の提出を否定している者ではなく、肯定している者ですが、個人情報の保護の観点からすれば、児童・生徒もしくは保護者の了解が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、教員の赴任先について質問をします。

教員の赴任先は県教委が決めるのですが、我が子が通学している学校に赴任を命じられることがあります。その場合、担任は回避していると思いますが、教科として我が子を教えることは考えられます。同僚教員も何かにつけやりにくいと思いますし、我が子を教え、そして採点するのはいかななものかと思います。我が子が通学する学校に赴任させざるを得ないほど、教員が不足しているとは思えません。教員の赴任先を決定するのは県教委で、市教委には権限はありませんが、市教委としての見解を聞かせてください。

続いて、学校選択制について質問をします。

ここ最近、学校選択制を導入する市町村が増えてきました。学校選択制の導入に関して賛否両論ありますが、反対意見は、児童・生徒への教育的な問題ではなく、学校経営に関することが中心にあるように感じます。判断の基準は、児童・生徒への教育的な見地すべきだと考えます。

特に中学校においては、慎重な論議が必要かと思えます。中学校には、教科以外に部活動が加わります。部活動も大切な教育でありながら、小規模校においては部活動の種類を制限せざるを得なく、自分がやりたい部がないケースが発生します。殊さら運動部については深刻で、一流の選手を目指している児童にとって、自分が進学する学校にその部がないのは致命傷です。他の部で頑張っていて、高校になってやればよいとの安易な意見もありますが、それは違うと思えます。一流選手になるには本人の素質とたゆまない努力の継続が必要であり、成長期の中学校3年間の休止は、一流選手への道を閉ざすことにもなりかねません。

防府市は学校選択制を採用していませんので、どうしてもやりたい児童や生徒は、希望する学校の校区に住所を変更して入学しているのが実態です。この行為は決して望ましいことではありませんが、義務教育の機会均等からすれば、あながち否定される行為でもないと思えます。小学校については現状でもいいと思えますが、中学校については学校選択制を導入してほしいと思えます。市教委の見解を聞かせてください。

続いて、私立多々良学園高校に関して質問をします。

御承知のように同校を経営する学校法人多々良学園は、10月26日、民事再生法の適用を東京地裁に申請し、受理されました。新聞報道によりますと、負債総額は約71億円、予定していた30億円の寄附金が3億円しか集まらなかったことなどにより資金繰りが悪化したとの見方がされています。移転後わずか2年目でこのような事態になろうとは、だれしも想像していなかったと思えます。

しかし、その後の新聞報道では、同法人の関係者は、ずさんな移転計画を指摘しています。防府市は移転に際し、大道駅施設の大幅な改善、学校周辺の道路整備等に多額の投資をしています。今後、この学校を引き受ける別の学校法人を募集することになると思いますが、もし再生の道が閉ざされた場合は、市民の税金がむだな投資に使われたわけで、ずさんな移転計画を見抜けなかった行政と議会は、市民へきっちり説明する責任があります。そのような事態にならないことを祈りつつ、質問に入ります。

現在通学している在校生とその保護者は、授業はどうなるのか、卒業はできるのか、授業料のアップはないのか等の大きな不安があると思えます。また、来年度入学を希望して

いる中学生とその保護者も同様に、入学できたとしても、果たして卒業できるのか、授業料のアップはないのか等の大きな不安があると思います。

同法人の中村理事長は、今後も通常どおり授業を続け、来年度の募集も例年どおりと記者会見で述べられていますが、再生計画も示さない現状で何を担保に確約できるのか、不思議でなりません。

在校生の今後については山口県に任せるとして、来年度受験する中学生の進学指導については市教委にその責任があり、受験させるからには必ず卒業できる保障がないと進学指導はできないと思います。市教委の見解を聞かせてください。

最後に、学校敷地内での喫煙について質問をします。

平成15年5月に健康増進法が施行され、健康増進への関心が高まっていることは、大いに歓迎すべきだと思います。このような機運の盛り上がったときに水を差すような質問をするのはいかなものかと自問自答を重ねましたが、やはり言うべきだとの自己結論に達しましたので、質問をさせていただきます。

御承知のように山口県教育委員会は、県立学校の敷地内での教職員の喫煙を来年度中に禁止する方針を打ち出しました。このことに異論を唱える立場にはありませんが、県教委は市町村教育委員会にも指導するとのことですので、異論を唱えたいと思います。

健康の害については今さら述べるまでもありませんが、特に副流煙に含まれる有害物質の含有量が主流煙に比べて多いことが問題になっています。この副流煙を吸うのは、喫煙者は自業自得でいたし方ありませんが、近くにいる喫煙しない人たちも不可抗力で吸うこととなります。この副流煙を吸う、いわゆる受動喫煙が大きな社会問題となっており、これを防止するために健康増進法で施設管理者に対し受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努力義務を課しています。

この法律の施行を受けて、ほとんどの企業や官公庁は、喫煙室を設けたり、あるいは室外での喫煙にしたりして受動喫煙を防止する対策を打っています。学校も同様の対策を打っているにもかかわらず、なぜ県教委は学校敷地内全面禁煙とする措置をとるのか、理解できません。確かに全面禁煙にすれば完璧に受動喫煙は防止できますが、この措置はいかにも短絡的であり、人情のかけらもない冷たい措置だと思います。

喫煙を規制する法律は、未成年者喫煙禁止法と健康増進法の2つしかありません。もし喫煙者本人の健康が日本にとって非常に大きな問題なら、教職員に限らず全国民の喫煙を規制する法律の整備が必要であり、また、教職員の喫煙が児童・生徒に対し受動喫煙以外にも悪影響があるのであれば、その悪影響を明確にし、教職員の喫煙を規制する法律の整備が必要だと考えます。これらの法律の整備なくして、安易に地方公共団体の教育委員会

が教職員の喫煙を禁止すべきではないと考えます。

朝早くから登校し夜遅くまで学校で勤務している教職員にとって、好きなたばこを吸えないのは、大変なストレスだと思います。教職員だって生身の人間です。ストレスが蓄積すれば、感情的になることもあるでしょう。そのことは、本人にとっても不幸であり、また児童・生徒にとっても、ひいては学校にとっても不幸なことだと思います。今までどおり喫煙室での喫煙、または目立たない室外での喫煙でよいと思います。市教委の御所見を聞かせてください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 7番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、教育行政についてのうち、教育委員会のあるべき姿についての御質問にお答えいたします。

お答えの前に、先日、広島県あるいは茨城県、栃木県で起きました小学校1年生女子児童殺害事件について、あってはならない、許すことのできない痛ましい事件として、激しい憤りを感じているところでございます。

議員御指摘のとおり、子どもたちを取り巻く環境が刻々変化する中で、教育現場で抱える多くの問題への解決に向けた取り組みは、子どもをはぐくむ大人として、学校・家庭・地域社会の連帯責任として、最優先に取り組むべきことであると思います。実際、それぞれの地域で子どもたちを守り育てるいろいろな取り組みがなされているのも、事実であります。そのような活動に取り組んでおられる方々に感謝申し上げますとともに、その輪がさらに広がるよう、市として最大限の取り組みをしまいにしたいと思います。

さて、教育委員会のあるべき姿ということでございますが、教育委員会の5人の教育委員さんは、議会の同意を得て任命された方々であり、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する方でございます。教育委員には、市で行う業務のうち、社会教育、学校教育の現場のみならず、教育に関する広範囲な所掌事務を管理・執行する役目を担っていただいております。

教育行政の最高執行機関としての教育委員会会議に提出される多岐にわたる議案の審議はもとより、各委員さんは学校現場にも、定例的な学校訪問における授業参観や運動会、文化祭などに積極的に出向いて、本市の学校教育の現状と課題の把握に努めてもらっております。また、研さんのため各種協議会、研修会に鋭意出席されております。

今後とも、光浦委員長を含めた5名で編成される教育委員会、教育委員会事務局及び小中学校や公民館がさらに連携を深め、情報交換、研修などにより、多様化する教育行政の

円滑な推進に尽力いただけるものと確信しております。

残余の御質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） ありがとうございます。

北海道の小樽市の近くに余市町というのがありますが、そこに私立北星学園余市高等学校があります。この学校は、開校以来一貫して一つの使命を担ってきました。その時代、その時代の社会や教育のひずみからあふれ、行き場をなくした生徒たちを受け皿として迎え入れるという使命です。この学校に同校の卒業生である義家弘介氏が教員として勤務しておられました。彼の著書に「不良少年の夢」というのがあります。この本は、みずからの体験を本にしたノンフィクションストーリーです。この本の内容を語るつもりはありませんが、このようなすばらしい教員がいることに感動いたしました。

義家先生は、1971年長野市生まれの34歳の青年です。母校での教員をやめて、ことし4月から横浜市の教育委員に任命されました。「週刊教育資料」にインタビュー記事が掲載されていますので、少し紹介したいと思います。

「月に一、二回、冷房のきいた部屋の中で重要案件の最終決定を形式的に行うのではなく、現実に汗をかきながら、実際に自分の目で確かめ、耳で聞き、その上で、じゃあ今、何が必要なのか、例えば人事を含めて何をすべきなのかを真剣に考え、判断していく。まずは徹底的に学んだ上で、では何ができるのかということを発信し、実践していこうと思っています」と、就任して間もない義家氏は語っておられます。

では、現実に汗をかきながら実際に自分の目で確かめ、耳で聞くのか。その方法ですが、毎日のように学校現場を回り、午前中は児童・生徒と一緒に授業を受け、お昼と一緒に食べて、休み時間に児童・生徒と交流。午後は、PTAや地域の方々に集まっていただいて、意見交換。夕方に先生方との話し合い。これが彼の1日の日課です。

義家氏の語る教育改革は、授業も部活も大切だが、一番大切なのは教え子の勇気を見つけてたたえ、だめなことはきちんとしかること。この小さくて当たり前のことを日々の教育の中に取り戻すことが教育改革なのだと。さらに、だめなものをだめと言われなくても不幸なことはない。体を張って限界設定した上で、愛情で包み込む、それが教育を原点に戻すことだと、熱く語っておられます。

去る10月28日に、夜回り先生、水谷修先生の講演会が防府市でありました。なかなかチケットが入らなかったんですが、議会事務局のお計らいで入りましたので、聞きに行きました。本当にすばらしい講演でした。あちこちですすり泣く声が聞こえました。私もその一人で、込み上げる涙をこらえることができませんでした。このようなすばらしい先

生に会える子どもたちは幸せだなと思いました。何か水谷先生と義家氏とが重なって見えました。

横浜市はなぜ彼を教育委員として呼んだのか、議会事務局を通じて調べてもらったんですが、わかりませんでした。これは私の想像ですけれども、中田市長の熱き思いがあったのだと思います。特にコメントは求めません。参考までにお話をしました。

少し細かいことを聞きたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項にこう書かれています。「委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるように努めなければならない」と規定しております。これについてはどのように認識されているでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） もとより、それらのほかにもいろいろな点を配慮しながら対応してきたつもりでございます。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） では、具体的に質問します。

まず、年齢ですけれども、教育委員は5名おられますが、54歳、61歳、63歳、67歳、68歳、これはきょう現在ですね、となっております。50代が1人です。60代が4人です。これはどう見ても著しい偏りに思えます、私には。現状はいたし方ないとして、今後の任命に当たっては考慮すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も7年半になるわけでございますが、教育委員の先生方を既に何名かお願いをしたわけでございます。そのお願いをするに当たりましては、バランス、先ほどおっしゃった年齢あるいは性別、あるいは職業等々に十分配慮したつもりでございます。学校教育の現場に精通しておられる方が現在2名おられますし、また、幼稚園教育に携わっておられる方が1名おられますし、また、PTAの現場で御活躍をされた方も1名おられます。そして同時に、学校保健医という立場で御尽力いただいている方も任命をいたしているようなわけございまして、私なりに地域性、あるいはそういう教育にかかわる御経歴なども参考にしながら人材をお願いいたしているところございまして、確かに御指摘のとおり、若干、高齢化社会の進展とともに高齢化が進んでいるのかなという気持ちもしないでもございませぬが、さりとて余りとっぴな人事をお願いするということもいかなものかと、そんなような思いの中でバランスを十分考えながらお願いをしてきているつもりでございます。

議員のおっしゃる年齢的により若い方々の登用ということは、教育委員会のみならず、いろいろな各種審議会等々にも同じことが言えるような気持ちもいたしております、今後さらにそういう方面に留意してお願いをしてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 続いて性別の構成ですけれども、現在は、女性が1名、男性が4名です。これも、私は著しい偏りだと思えます。これについてお伺いしたいことと、それから小・中学生を持つ保護者がこの5名の中におられるのかどうか、その2点をお願いします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 過去に女性が2名の時代が長くあったかと思っております。したがって、一時的な現象として現在女性1名という形が起こっていると、このように感じているところでございます。

それから、小さい子どもを抱えているか否かということにつきましては、私はおられるというふうに感じているわけですが、もしかしたらおられたということになるのかもわかりません。現況のところまでは把握できておりません。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 私も保護者がおられるかどうかわかりませんが、ぜひともお願いしたいと思います。もしおられないのであれば、次のときに。

それから、女性と男性の構成ですけれども、5名ですから構成としたらゼロと5、1と4と、2と3しかないんですね。ゼロと5は論外、のけたとして、1と4と、2と3しかない。男女がどう変わるかわかりませんが、これで選ぶとしたら、やっぱり2対3しかないと思います。ぜひともこれに近づけるように、法律がこう規定しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、教育委員会のあるべき姿を語るには、教育委員の報酬に触れる必要があると思います。現在の防府市の教育委員報酬は年額99万円です。他市の例を出すのは余り好きではないんですが、先ほど紹介しました横浜市の教育委員報酬は年額434万4,000円です。実に4倍強です。確かに防府市より20倍くらいの学校を保有されております。しかし、教育委員としての仕事は、私はそんなに大差ないんじゃないかなというふうに思います。ただし、先ほど紹介しましたように教育委員の活動に差があれば、仕事量は変わります。月一、二回の教育委員会会議に出席するだけなら、現在の防府市の報酬でも高いと思います。しかし、みずから教育現場に足を運べば、その回数にもよります

けれども、決して高くなく、むしろ低いと思います。これでは幅広い年齢層から教育委員を探すのは難しいと思います。防府市の教育委員会委員の報酬について、どのように認識されているのか、市長にお願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も、その職責と報酬とを勘案いたしますと、低過ぎるような気が昔からいたしておりました。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） ぜひとも検討をしていただきたいと思います。

これで、この項は終わります。

議長（久保 玄爾君） 続いて、教育長の答弁を求めます。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 最初に、学校における個人情報の保護についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の死亡した個人に関する情報についてですが、学校在籍期間中の個人の情報については、指導要録に記載されています。この指導要録は、学校教育法施行規則第15条により、氏名や生年月日、入学・卒業年月日等の学籍に関する記録は20年間、学習や行動の記録は5年間、学校で保存することが定められております。在籍の事実がある期間の記録は、本人の生存・死亡に関係なく一定の期間、学校が保存・管理しております。したがって、死亡した個人についても適切に管理しているということでございます。

2点目の学校が作成する各種名簿についてですが、近年、虚偽の理由をかたり児童・生徒の氏名、保護者の氏名、住所、電話番号などを聞き出すという事案が多く発生しておりますことから、各学校も個人情報を守るために慎重に取り扱っているところです。また、保護者に対しましても、協力をお願いしております。

市内の小・中学校においては、学級名簿等を配布せず、必要最小限度の緊急連絡先のみを知らせるなど、学校の実情に応じて個人情報が流出しないよう配慮しております。本市教育委員会としましては、名簿の様式を統一することは考えておりませんが、引き続き個人情報の管理の徹底について、指導や助言をしてまいりたいと思います。

3点目の内申書についてですが、内申書は通常、「調査書」と呼び、受験の際には選考資料として受験校が提出を求めているものです。調査書の提出は、防府市個人情報保護条例第8条に抵触するという御指摘ですが、本来受験は児童・生徒が受験校に出願して試験を受けるという個人的なことであります。学校としましては、進路指導においてそれぞれの受験要項を児童・生徒や保護者に示し、提出書類の内容を説明しなければなりません。

提出書類の中には調査書も含まれていることが大半なので、児童・生徒及び保護者は調査書の作成を学校に依頼することになります。したがって、提出書類の中に調査書があり、その学校の受験を希望すれば、児童・生徒や保護者は調査書の提出は本人の同意を得ているものと解釈でき、条例の目的外使用、または外部提供には当たらないと考えています。

2番目に、教員の赴任先についての御質問にお答えします。

人事上、教員とその子どもが同じ学校に在籍することを禁じている規則等はありませんが、極力避けているのが実情です。しかしながら、特殊なケースではありますが、学校や地域の実情、教員の人事異動後の転居などにより、教員とその子どもが同じ学校に在籍することはございます。その際、教員がその子どもの学級担任になるケースはほとんどありませんが、中学校において教科の関係でやむを得ず教科担任になることはあります。学校としましては、他の生徒との間に不公平が生じないように評価や評定を複数の教員によって行うなど、特段の配慮をしております。本市教育委員会としまして、他の保護者から誤解が生じないような指導体制を継続するよう、今後も学校を指導してまいりたいと思います。

3番目に、学校選択制についての御質問にお答えいたします。

まず、議員も御案内のように、学校選択制は都市部を中心に微増してきている状況にあります。議員御指摘のとおり、中学校における運動部の活動については、学校教育活動の一環としてスポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、顧問である教師の指導のもとに自発的・自主的にスポーツを行うもので、各中学校でそれぞれに特色を生かして展開されていると認識しております。

ところが、防府市では小規模な中学校の場合は、生徒数が少ないため運動部の数が限られ、生徒の希望がかなえられていない場合が事実あります。現行の学校区においては、防府市立小・中学校通学区域に関する規則で、特別な事情がある場合を除き、学齢児童・生徒の住所地の属する学区の学校に就学させねばならないと規定をしております。これは義務教育課程における適正な規模の学校と教育内容を保障し、これによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から行われてきた制度でありますので、校区外から希望する運動部に入部するための学校選択制の導入は困難であると考えております。しかしながら、本市においても少子化が進行している中、学校選択制の導入は将来的には検討を要する課題と考えております。

4番目に、私立多々良学園高等学校についての御質問にお答えします。

多々良学園高等学校には、本市中学校卒業生が多く進学しており、本市教育委員会としましてその動向には大きな関心を持っているところです。11月23日に多々良学園高

等学校では、各中学校の校長、教員等を集めて、現在在籍している生徒については今までどおり教育活動を継続していくことや来年度も生徒募集をすることなどを学校説明会で説明されています。本市教育委員会としましては、本件にかかわる情報の収集と学校との情報交換を積極的に進め、中学校の進路指導に支障が生じないように指導と助言に努めていきたいと考えております。

最後に、学校敷地内での喫煙についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、山口県立学校においては、平成18年度から敷地内禁煙の方針が打ち出されました。現在、市内小・中学校においても、受動喫煙の防止や禁煙教育について、学校の実情に応じて取り組んでいるところでございます。受動喫煙の防止については、校舎内外に喫煙する場所を確保し、分煙が行われております。また、児童・生徒を指導する上で配慮した喫煙場所の確保がされております。学校敷地内での喫煙のあり方につきましては、小・中学校では学校開放に伴い多くの来訪者や学校施設利用者がありますので、今後研究してまいりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） まず、個人情報の保護について再質問をさせていただきます。具体的な情報について、2点ほど質問したいと思います。

入学式や卒業式に出席しますと、入学者名簿、それから卒業生名簿が出席者に配られます。この行為は条例で禁じている個人情報の外部提供に該当すると思いますけれども、どのように判断をされているのでしょうか。

2点目ですが、同窓会が同窓会名簿を作成すると思います。これにも卒業生名簿が必要になりますが、同窓会に対して、もし卒業生名簿を提供しているのであれば、これも禁止している個人情報の外部提供に該当すると思いますが、この2点についての見解を示してください。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 2点の御質問にお答え申し上げます。

まず、入学式、あるいは卒業式での児童・生徒の名簿でございますが、最近の傾向としましては、その児童・生徒の名前しか載せてないと思います。ずっと以前には、住所とか、あるいは保護者の氏名等々が載っておった時代がありますけれども、今日では、私の知っている限りにおきましては、名簿だけだというふうに考えております。したがって、今御指摘のあった条例には該当しないと、私は思っております。

次に、同窓会等の名簿につきましては、学校が云々ではなくて、その同窓会の組織の方でおつくりになるわけでございますが、この方にはかなり詳しく住所とか、場合によって

は電話番号等も載っておりますので、これについては今日のいろんなことを考えますと、抜本的に見直す時期じゃないかと思えますけれども、ただこれは、委員会の方からこうしなさいというものではなくて、やはりこういう問題があるということの御指摘の中で、それぞれの同窓会を維持されています関係の方々がお考えいただくことが肝要じゃないかと思っております。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 名簿だけだったら、名前だけだったら、個人情報に該当しないという見解だと思います。

卒業生名簿を、同窓会に学校が渡す行為はあるのですか、ないのですか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） これも私の知っている範囲内ですけれども、それはないと思います。ですが、それぞれの同窓会の長い歴史の中で学校に要望されるケースがあろうかと思えますけれども、その要望に対する学校の対応としましては、今日の個人情報が漏れないようにするという事の中で適切な判断をしていただくように、学校の方には指導していこうと思っております。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 内申書ですけれども、調査書ですか、これは受験校に渡す行為でもう保護者の了解がとれておるといふ御回答だったんですけれども、内申書の中身を本人もしくは保護者に見せるといふか、了解をとるとかいうことは、そんなに難しいことなのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 内申書の中に記載されている内容が各学校から求められているものに応じてつくられておりますので、調査書は、学校長が受験校の校長に提出する書類で、受験校の校長が受領してはじめて効力をもつ文書であります。したがって、保護者が調査書の開示を要望した場合、保護者から受験校の校長に、正規の手続きを踏んで請求をしていただくよう、小・中学校長に伝えております。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 開示請求があれば開示していきたいということで、了解いたしました。

個人情報保護条例第8条第1項6号は、実施機関が国もしくは他の地方公共団体に提供することを例外的に認めているわけですね。県立中学校や県立高校、これはこれに該当しますから、いいと思います。しかしながら、私立の中学校、それから私立の高校へ調査書

を渡す行為、これは外部提供そのものだと思うんですけども、これは条例では許されていない行為ですが、その点についての見解を聞かせてください。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 先ほど壇上の方からもお答え申し上げましたが、私立高校等々から学校に求められる調査書でございますけれども、本来は、こういった受験の場合は、本人あるいは親御さんの方から受験の手続をしていかれるわけですが、その中で本人または保護者ではつくりえないものがこの調査書だと思うんですね。したがって、保護者あるいは本人の方から、学校に調査書を含めているような書類をつくっていただきたいということを申し出ることが根底にあるわけでございます、それは口頭になるのか、あるいは文書になるのか、それはいろんな方法がありましようが、学級担任等々がこういう書類が要りますと。したがって、これを学校の方でつくるといふことの依頼があればつくっていくことになりまして、学校の方で作成がなければ書類が整わないわけですから、したがって、学校が作成する段階での手続の中で、本人あるいは保護者の方にそういった話をすれば、同意を得られれば、それは、同意が得られたわけですので、保護条例の該当の項目にはならないと思っております。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 続きまして、学校選択制についてですが、文部科学省が学校選択制の実態調査を初めて実施しております。その結果を3月25日に発表しておりますけれども、昨年11月1日時点で、全国3,000余りの市区町村すべてを対象として調査しております。1校しかない自治体は、選択制の余地がありませんので、除いております。

小学校ですが、自治体数は2,576、導入済みが227、8.8%、検討中が150、5.8%、検討中まで含めると14.6%。これは小学校です。中学校は、自治体数は1,448、導入済みが161で11.1%、検討中が138で9.5%、検討中まで含めると20.6%になっております。これは朝日新聞に載っておりますが、5年前に比べると、3倍程度ぐらい増えているようです。5年前のデータが何か私はわかりませんが、3倍増えているということです。実施していない府県は、宮城県、大阪府、佐賀県、熊本県、この4府県しかありません。山口県でも実施しております。

学校にとっては、今のこの時というのは通過点にすぎませんけれども、児童・生徒にとっては唯一の時なんです。決して通過点ではないわけです。小学校6年間、中学校3年間は一度だけしかない、二度と返らない時間でありまして。壇上でも言いましたが、児童・生徒を中心に学校選択制を考えなくてはならないというふうに思います。先ほどの答弁で

は検討するというものでありましたが、検討しないように聞こえました。教育長の頭の片隅に残しておいていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

多々良学園ですけれども、私は必ず卒業できるんだというエビデンスが欲しいと思ひますが、市教委としてエビデンスは持っておられますか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 防府市立の学校であれば、当然それは持ってなければいけません、私立高校さんでございますので、経営の問題でしょうから、今からどういうふうな動きがあるかわかりません。ただ、中学校の3年生が戸惑わないように細心の注意を払いながら、積極的に多々良高校さんへの打診、あるいは各中学校長との間の情報のやりとりを進めていかなければならないと思ひています。

議員御指摘のとおり、該当の子どもたちが不遇な目に遭わないようにということを常に念頭に置いた対応を今からさせていただきたいと思ひます。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） それと受動喫煙ですけれども、答弁では、防府市はそういうことは考えないと。今後検討するというのは、禁煙を検討することですかね。もう検討しなくてもいいと私は思ふんですが、どうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 総合的に検討をさせていただくということではありますが、大きな流れとしましては、本市の現状を見ましても、学校の敷地内での全面禁煙を始めている学校も小学校2校ございますし、それから建物だけに限っては全面禁止をとっているという学校が、小学校9校、中学校4校と、だんだん増えてきています。喫煙というものが人体にとって好ましくないということはいろんなことで証明されているわけですが、学校の現場というところは、特に児童・生徒に健康面の指導をしていく立場にあると、このように考えますと、やはりたばこを吸わないようにしていくという方向はいつも根底に置いて対応をしていかなければならないかなと思ひます。ですが、県立学校が18年度から一斉に校地内すべて禁煙をしていくという、短絡的といいますが、一方的に短期間の間に決定するということは、それぞれの地域の中の学校でございますので、いろんな条件が違いますから、いろんな条件を総合的に分析しながら考えさせていただきたいと思ひております。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 先ほど壇上でも言ひましたけれども、やはり敷地内全面禁煙にするということは、本当にたばこの好きな先生にとっては大変なストレスになると思ふの

ですね。ストレスがたまると心のケアも必要になるうかと思うんですけども、そこらも考えて、各学校に任すんじゃなくて、防府市教委として何か指導していただいて、分煙ができればそれでいいという方向で解決していただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で7番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は9番、田中敏靖議員。

〔9番 田中 敏靖君 登壇〕

9番（田中 敏靖君） 平成会の田中敏靖でございます。執行部におかれましては、明快なる御回答をお願いいたします。

最初に、道路行政について大きく2点お尋ねいたします。

1として、道路行政における費用対効果についてお尋ねいたします。

近年、日本各地で平成の大合併が行われております。防府市も2市4町の県央部合併協議が休止となる苦い経験をいたしました。幸いにも妥協して合併しなくてよかったと思います。なぜなら、昭和11年、防府市の昭和の大合併の際、牟礼村との合併協議で協定項目に、支所は存続する、村内に循環バスをつくる等がありました。現在、3年後には支所は廃止することになりそうですし、循環バスもいまだにできません。広域になればなるほど、密度の関係で難しくなります。

企業では利益を出さないと経営責任を問われる今日の世相ですが、行政においても投資価値がなければ事業は実施しない等、本来、末端住民も平等に扱い、また弱者を守らなければならない立場の行政さえ、行政改革という合理化の波により切り捨てようとしています。一体、行政の費用対効果とは、弱者の切り捨てでしょうか、地方・田舎の切り捨てでしょうか、見解をお伺いします。

次に、2として道路幅員拡張等諸施策についてお尋ねいたします。

まず として、建築指導課の道路について、その中で狭隘道路拡充事業についてお尋ねいたします。

家を建てるときには、道路問題は避けて通れません。建築基準法で敷地の一部を道路用地として後退したり、道路が狭いからと自分で率先して道路を拡張されるなど、いろいろ苦労されておりますが、多くの条件を満たさなければ防府市の帰属道路等、手続きできません。山口市でもできているように、寄附申し込みがあれば接道の要件を除外して、赤線、青線と同様な取り扱いの法定外公共物扱いにできないでしょうか。寄附をしたくても前面道路の基準に合致せず個人所有となり、建築時には後退するが、事後もとへ戻すなどされ、

いつまでたってもよい道路ができないのが現状と思います。

この狭隘道路拡充事業が伸び悩んでいることについて、執行部はどのように考えておられるでしょうか。何のためにこの事業を推進しているのでしょうか。接道の要件は何も言わず、飛び地でも順次寄附があれば、最後には立派な道路ができると考えますが、いかがでしょうか、御見解をお伺いいたします。

続いて、開発許可道路についてお尋ねいたします。

昭和46年に実施された線引きにより市街化区域の開発が進みましたが、道路の取り扱い基準が時と人によりまちまちであり、統一性がありません。規制をしたり、緩和をしたり、また担当者が人事異動でかわればまたまたその取り扱いが変わるなど、一貫性がありません。行政は公正な取り扱いをしなければと考えておりますが、私のひがみでしょうか。取り扱いについて御所見をお伺いいたします。

ここで開発道路について再度検証してもらえないでしょうか。県が示した開発許可ハンドブックをもとに実施しなければなりません。地域に合った取り扱いができるよう再検討を要望するものです。

築造道路の基準において次のような提案をいたしますが、検討する考えはございませんでしょうか。築造道路の所有権はすべて防府市名義とする。道路の形態は、原則として行きどまりではなく、やむを得ず行きどまりにする場合、築造業者に管理責任を明確にするよう求めること。接道についても、土地所有権の問題、排水の問題の解決を求めること。

次に として、道路幅員拡幅等の諸施策のうち、道路課扱いの道路についてお尋ねいたします。

まず、市道についてお尋ねいたします。

防府市にはあぜ道から4車線の道が無数にあり、まるでクモの巣みたいで。昭和の後半に市全域で一括して市道認定された経緯があると思いますが、ここらで再度その全域を見直すべきではありませんか。今、防府市の市道認定基準は、行きどまりでも5戸以上、4メートル以上の条件がクリアされれば、市道に認定していただいております。まことに結構なことと、感謝申し上げます。

ところが、この緩和が思わぬ問題を抱え、市民の通りやすく安全な道路築造の考え方に反し、行きどまりを助長した方向になっております。そこで、本市において、このあたりで市道認定基準について見直す考えはありませんか、お尋ねいたします。

続いて、市道の拡幅等についてお尋ねいたしますが、さきの9月議会で同僚議員の質問の答弁で「地元のコンセンサスが得られた場所から順次整備する」とありましたが、地元の同意がすべて完備しても、予算がないからと、いい返事をいただけません。では、どう

すれば拡幅が可能なのでしょうか、お尋ねいたします。また、市道整備で全線拡幅が難しい場所においては待避所をつくる必要があると思われませんが、新年度よりその制度を考えられませんか。

続いて、法定外公共物の譲与についてお尋ねいたします。

平成17年4月より、国より譲与を受け防府市で法定外財産の加工など諸業務をされておりませんが、以前にも指摘しておりますように地籍調査の成果に問題を多く含んでおり、地図訂正など修正手続には莫大な費用がかかり、また維持管理にも多額な費用がかかると思います。

そこで、将来予測される問題点を考えると譲与を受けない方がよいと申し上げておりましたが、本市では譲与を受けられました。そこで、所有者として、災害対策等の問題解決方法、費用の負担についてお尋ねいたします。

次に、大項目の2番目として、環境保全・管理と治水についてお尋ねいたします。この項につきましては、9日の大村議員の一般質問と重複しておりますが、改めて御答弁をお願いしたいと思います。

まず1番目に、合併浄化槽設置促進と補助金の増額についてお尋ねいたします。

国においては国土交通省が排水再利用・雨水利用システムの設置基準を示すなど、各地で取り組みをされており、今後は全地域を対象として各戸に雨水貯留槽をつくらせ、それに補助金を出す等、新たな施策が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

新生山口市では、本年10月1日より通常の補助金が5万円アップとなっております。

そこでお尋ねいたします。

として、単独浄化槽を撤去し、合併浄化槽を設置する場合、合併浄化槽の普及促進と環境保全、さらに水の浄化促進の意味を踏まえ、通常の補助金に上乘せし補助金の助成を考えられませんかでしょうか。

として、単独浄化槽や合併浄化槽の用済み槽について、雨水貯留槽に転用した場合、補助金の助成は考えられませんかでしょうか。

2番目に、治水対策についてお尋ねいたします。

地球温暖化により年々雨の降る量が増えておりますが、雨水対策をどのように考えておられますか、お尋ねいたします。線引きがされ、市街化調整の区域区分がなされた今日、市街化区域の河川改修等は進み、水の流れはよくなってきていると思います。しかし、基本的な治水対策は皆無と言っても過言ではありません。中心に市街化区域を張りつけ、周辺部は調整区域、水は高いところから低いところへ流れることを知らないのではありませんか。水を考えれば、一体的に考えるべきです。

今、駅北区画整理事業が終盤に近づき、また、駅北再開発の複合ビルが建設されております。5ヘクタールとか7ヘクタールとか、広大な土地を改良しようとしておりますが、雨水対策のことは何も聞きません。現在、用地であれ、公共主導で施行する場合には、特に模範となり実施すべきと思います。公共施設をつくる場合は、地下に雨水貯水用の遊水池をつくることが必要不可欠と思いますが、行政では予算がなければ実施しないなど、不可解なことばかりです。

そこでお尋ねいたしますが、防府市の治水対策はどのように考えておられますか、考え方を示してください。

続いて3番目、除草対策についてお尋ねいたします。

野に山に雑草や雑木が繁茂し、景観が損なわれており、また大きな環境問題となっております。防府市には環境保全条例があり、市民はそれに従うよう定めておりますが、国・県の対応はいかがなものか、疑問に思います。

そこでお尋ねいたしますが、公共施設の除草についてどのように指導・要請されておりますか、お尋ねいたします。あわせて市民全体について、指導方針をお尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 9番、田中敏靖議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、環境保全・管理と治水についての御質問にお答えいたします。

まず、合併浄化槽設置促進と補助金の増額についてでございますが、1点目の単独浄化槽を撤去し、合併浄化槽を設置した場合の上乗せ助成につきまして、本市では平成3年度からトイレの水洗化と生活排水による水質汚濁防止を目的として合併処理浄化槽設置整備事業を実施し、今日現在4,360基が補助金の交付によって設置されております。

また、平成13年度からは、佐波川清流保全条例の施行に伴い、その指定地域における浄化槽には5万円の上乗せ補助により佐波川の清流保全を目的とした浄化槽の設置促進を図っており、今日現在の上乗せ補助により設置された浄化槽は547基となっております。

単独浄化槽を撤去して合併浄化槽を設置する場合における補助金の上乗せ助成につきましては、県内には同様の趣旨の上乗せ補助を実施している自治体はありませんが、設置がえにより台所、ふろ、洗濯等の生活雑排水が浄化され環境への負荷の低減が図られるため、今後の国の動向を踏まえ検討してまいりたいと存じます。

次に、使用済み浄化槽を雨水貯留槽へ転用した場合の助成についてお答えいたします。

快適な家庭生活を送るため合併処理浄化槽への設置がえや、公共下水道への接続により、

用済みの浄化槽が発生し、大半が不用物として処分されています。環境への負荷ができる限り低減する社会の構築に向けて、使用済み製品の再利用を図るなど、資源として循環的に利用する取り組みが求められているところでございます。用済みの浄化槽を雨水貯留槽として転用した場合の助成につきましては、維持管理を含め、貯留水の利用機能並びに市民の需要動向を踏まえ研究してまいりたいと存じます。

次に、2点目の防府市の治水対策についてでございますが、豪雨、強雨時の雨水排水については、主に海岸近くにある市内29カ所の雨水排水ポンプ施設により強制排水を行っております。また、新たな排水対策事業として、中関・田島地区においては防府基地周辺障害防止対策事業により排水機場・排水路の整備を、また、牟礼東部地区においてはまちづくり交付金により勘場川改修工事等、各種事業を実施しているところでございます。

しかしながら、雨水を速やかに海域に排水するための河川等の幹線水路は雨水対策の根幹であります。市内にはこうした雨水排水のための十分な幹線が確保できていない地域があり、また近年、都市化の急速な進展により雨水の一時貯留機能等が急速に失われていることから、豪雨や強雨の際はすぐに河川や水路が増水して浸水被害を起こしているのが現状でございます。

こうした現状を踏まえ、これらの浸水箇所の解消を図るために、大村議員さんの質問で答えいたしましたように、雨水の流出を抑制する手法を実施している都市の状況調査の実施や、また、防府市にとって有効な方策等について考えてまいる所存でございます。

次に、除草対策についてお答えいたします。

現在、市では、各地域で行われる清掃作業に伴い搬出されました草木等につきましては、自治会からの申請に基づき収集運搬業者に依頼し、この回収に当たっているところでございます。

御質問の公共施設の除草につきましては、その管理者が市となっているところでは、管理しております担当課に連絡をとり除草等の対処を依頼しておりますし、施設管理者が国または県の場合におきましても、除草を含めた適正な維持管理を行われるようこれまでも要望してきているところでございますが、御指摘のように対応に不十分な面があれば、今後さらに要望してまいりたいと考えております。

地域環境の保全及び美化活動につきましては、地域ぐるみの啓発活動を積極的に展開されている環境衛生推進協議会と連携しながら、市民の皆様にも周知と御協力をお願いしてまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、土木都市建設部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番(田中 敏靖君) 御答弁、ありがとうございました。

まず、環境保全と管理、治水関係の補助金の上乗せのことでいろいろ要望したいと思います。

まず新聞の報道について御紹介申し上げますと、これは中国新聞でしたんですが、ことしの6月5日ですか、環境省というところから発表されておりますけれども、新年度に向けて、今、合併浄化槽を促進するために上乗せをしよう。上乗せをするという意味ではありませんが、単独処理槽とかをこれにかえる場合には費用の一部を助成する方針であるというような発表をされております。なぜなら、これは2年ぐらい前の状況ですけれども、今現在の合併浄化槽の全体の実施率というのが25%程度、それから単独処理槽がその残りの75%。75%の基数という、全国で650万基あるそうです。そういうものを早く転換しよう。こういうことで国挙げてやっている状態で、新年度ではこういうふうになるのではないかなと思っておりますので、ぜひともこの上乗せをやっていただきたいなと、かように思います。

たまたま私も市街化区域の中で農業、本当の零細農業をやっておりますが、合併処理槽をやっておる方が少ない、下水道もない地域におりますので、近隣の水路といいますが、非常に汚れた水です。おかげさまで肥料を1回もやらなくても、結構いいお米がたくさんとれます。この辺は汚い水でできますので、米はたくさんできますが、食べる気がしないと、こういうふうな状態ですので、できるだけ早くこのような制度というものはやっていただきたいなと、かように思います。

また、この12月6日にですか、何か市長さんが地域再生計画の認定を受けられたということで写真も出ておりましたし、この中を見ますと、今から佐波川を中心とした河川の浄化をしよう、このようになっております。この中で、水質について今からやろうというふうな、5カ年計画だと思っておりますけれども、上乗せもわずかでございますが、今、山口市等については5万円、通常より5万円、現行の補助金が35万4,000円、それに佐波川清流条例で5万円上乗せ、そして山口市になったら、それにもう5万円ほど余計つくわけですね。徳地はそれよりももう5万円余計つくんです。そういうように水についてきれいにしようという行政の取り組みが防府市は少しおくらしているんじゃないかなと、かように思います。もう少し頑張ってください、きれいな水をやっていただきたいなと、こういうふうに思います。

水が汚いとなると魚もすまないというのは当然なことですけれども、そのようになると、地下水の汚染とか、こういうようなことも出てきますので、できるだけ早く、国の対処を待たなくても、独自でもやっていけるような方策をお願いしたいと、このように思

います。

合併浄化槽の補助金、それから雨水貯留槽の転換補助金、これについてはさまざまところで起こっております。補助金の少ないところは、大体、中国地方だけです。あと全国では、大体、どこも転換の補助金を出しておるようです。一覧表を見ますと、あちらこちらで何十万円、多いところは100万円、また多いところは200万円とか、いろんな補助金を出しております。これは、住宅を新築する場合の合わせのメニューとかいうのがありますので、そういうこともお考えになっていただきたいなと思います。

この項については以上なんですが、治水の方の関係です。

治水の方の関係で、前々から不思議だ不思議だと思っておりますので、ここで取り上げさせていただいたんですが、本来、区画整理とか、こういうふうな関係で事業をやる場合、民間が区画整理事業をやったり開発行為をやった場合には、必ず水の問題は言われるんです。先生と言われる行政がやれば、それはクリアしなくてもいいんだそうです。こんな疑問が非常にあるわけですね。現実には街なかに、今ごろはちょっとした雨でも大水になるというのは、水のはけ場がないという、こういう当然のことなんですが、駅の南の区画整理でやったときも、そういうことは話を聞いておりませんし、駅北にも聞きませんでした。官民間問わず、水については同じように対策が必要だと思います。

特に、時を逸すると、こういうものはどうしようもありません。東京都の一番水が多かった墨田区ですが、ここも今現在は日本のモデル地区になっていますね。地下に大きな雨水対策溝というんですか、莫大なお金をかけてつくっております。こういうふうなことを、大きなお金をかける前に、早目に対策が必要だということで何度も私、平成14年のときの一般質問ですから、ずっと何回もこのような質問をしておりますが、行政の対応は、検討しましょうとか、時を待てば何とかなるようなことしか言われませんが、できる限りそのような考え方でやっていただきたいと思います。

特に治水については、私の基本的意見とすれば、川は広げなくても現行のままで治水ができるような対策。だから、先ほど言いましたように、貯留槽の転換とか雨水の貯留槽をやるとか、大村議員がたくさん言われましたけれども、だれもがそうやって考えておりますので、そういう転換、再利用、それから東北の方でしておりますように、一番簡単な方法は、駐車場を雨水貯留槽にするわけですね。駐車場、4メートル×5メートルの深さ15センチをやれば、水が3トンたまるんですね。そういうふうなことも考えるべきだということで、どんどん施策としてやっていくべきではないかと、かように思いますので、つけ加えさせていただきます。

それから、除草対策につきまして、一応機械なんかを貸すと危ないというのがあります

が、昔から機械というので、少しぐらいけがするぐらいがいいんですね。よく学校でも、鉛筆を削るのにナイフを使うたら手を切るということで、ナイフを使わせなかった。今ごろは、鉛筆を削るのにナイフを使う子どもというのは、よいよおらんと思いますね。そのぐらい、だんだん教育されてきて大きくなって、機械をよう使わんぐらいだったら、いざというときには役に立ちません。だから、災害でいざというときに、道具を持ってこいと言ったら 災害じゃありませんが、通常の草刈りに皆さんを招集かけたらどういようなものを持って来るかという、草刈りといったら、はさみを持って来る。考えられませんか。そのぐらい物の考えがないわけです。現状では、多少けがが出て、それはある程度保険で少しぐらい補ってやるぐらいの制度をつくれれば、何ら問題ないと思います。

草刈りをやっている場合に、よその自治体では、肩に担ぐ草刈り機から、押していく草刈り機とか、こういうものを市の方で用意しておくというふうな制度をやっておる実例があります。その点から考えますと、ぜひボランティアによる草刈りをするための道具を買って、貸出制度というのをやってもらえんかと思うので、この点につきまして担当部長さんのお答えをいただきたいなと思います。ボランティア等がありますが、その除草作業に活動用の草刈り機を貸し出しする制度はあるかないか、今からそういう考えはないかということのお尋ねをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） ただいまの御質問は、ボランティアによるところの地域清掃ですか、そういったものに対してのいわゆる道具の貸出制度というものの御質問だと思いますけれども、議員御案内のとおり、他県におきましては草刈り機の貸し出しを行っているところもあるようでございます。しかしながら、私どもで調査しました近隣の市におきましては、まだそういったことはございませんでした。

本市におきましては、先ほど市長の方から申しあげましたように、それぞれの管理者の方で草刈りなり清掃をしていただくということが建前でございます。したがって、国が管理しているのだったら国、県の管理地は県、市の管理地は市。その市の中におきましても、いわゆる市道とか市の河川とかいうところにつきましては、直接、道路課、河川課の方で対応をお願いしておりますけれども、いわゆる地元の方をお願いしている部分もあるわけでございます。それにつきましては、それぞれの地元の方が、かまなり、草刈り機なり、そういったものを準備していただきまして管理していただいております。

御質問のいわゆる地域で招集をかけてということでございますけれども、現時点では、それぞれの農家の方々が所有されておる草刈り機なりをお持ち寄りになって、その活動を

やっていただく。そして、自治会によってはちょっと変わるかもしれませんが、そのいわゆるかえ刃の代金だとか、油の代金とかいうものは、一部負担されておる。それは自治会の会費の中から出していただいておりますということが現実に行われているでございます。

したがって、私どもとしましては、研究・検討をしていかなければならない部分は残っておりますけれども、現状では、今のところで行っていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（田中 敏靖君） このボランティア活動に使用する機械は、宝くじとか、ああいふ助成金がもらえる対象物件になっていると思うので、ぜひ研究してやってもらいたいと。

特に、地元で草を刈れ刈れ言いますが、草刈っても、クリーンセンターに行ったら、とっちらんというのが多いんですね。とっちらんというのは、草、長いのを短く切れと言ったって、それは無理な話です。こういうような状態で、文句あるなら自分で刈りに来いと、こういうふうなことがいつも口には出るわけですよ。長い、3メートルぐらいの草を50センチに切れって、それは無理な話です。だから、そういうことでも道具ぐらい貸してくれりゃ多少ぐらいこらえちゃろうかというのがあるわけですね。だから、そういうふうにお願ひできたらと思います。

特に、市は大分やっていただいておりますが、県が持っている二級河川とかありますが、いっそ草刈りませんよね。そういうのも、草を刈ってくれと言ったら、いや、予算がないからだめですと。10年間、草を刈ったことがないと。このぐらいの回答です。何で草刈らんのかと言ったら、草は刈らんでも災害は起こらんと。なるほどそうですね。草は押されますのでね。だけど、見ばえがよいんだから何とかやってもらえんか、子どもが危ないじゃないか言うても、なかなかやっていただけない。言うたってだめなら、しょうがないから自分らでやるかとなると、じゃ道具がないと。こういうところで、こういうことをお願いしたい。

国については、国土交通省さんは多少それと趣が違って、前向きに検討してくれて、あちらこちらはやってくれておるようです。そのようなことで、ぜひボランティア精神を養うように考えて道具の調達をお願いしてもらいたいと、かように要望しまして、この項を終わります。

議長（久保 玄爾君） 続いて、道路行政について。土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 私の方から道路行政について、第1点目の道路行

政の費用対効果の考え方についてお答えします。

地元のコンセンサスも得られているのに市道整備がなされないのはなぜか、投資価値がなければ事業の実施はされないのかという御質問内容ですが、御承知のとおり道路は安心・安全なまちづくりの基本であり、特に生活道路は市民生活に密着した必要不可欠のものであります。このため投資価値や費用対効果でははかれないものがあることは、十分認識いたしております。しかしながら、何分にも限られた財源の中でありますので、市内全体の道路行政の観点から道路整備をいたしているところです。公平性を欠かないように地域の実情や特性等を考慮しながら、緊急性、必要性、費用対効果等を総合的に判断し、地元の地権者の同意が得られた場所から順次整備をいたしておりますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

次に、建築指導課扱いの狭隘道路拡充事業についてお答えいたします。

狭隘道路拡幅整備事業は、建築基準法第42条第2項で言う4メートル未満の狭隘道路について、敷地内にある道路後退部分を市に寄附いただいて、4メートルの道路幅を確保し整備するものであり、この後退部分の用地を市に寄附していただける場合には、その分筆登記、所有権移転費用を市が負担するという制度です。

寄附申し込みがあったら接道の要件を除外して、赤線、青線と同様な取り扱いの法定外公共物にできないか、また、飛び地の寄附を受けることができないかとの御質問ですが、寄附にかかる登記費用や維持管理、また、飛び地を受けることによる道路形態の問題等がありますので、研究課題とさせていただきたいと思っております。

次に、この狭隘道路拡幅整備事業が伸び悩んでいるとのことですが、その理由の1つに、後退用地の寄附が土地所有者の自由意思に任されるということ、2つに、この寄附は後退用地が市道以外の道路の接している場合には対象にならないことが挙げられます。今後、この寄附についても、事業推進のためにも研究させていただきたいと思っております。

次に、開発許可道路についての御質問にお答えします。

開発に際して生じる築造道路についての御提案でございますが、築造道路の帰属につきましては防府市とするようお願いしているところでございますが、この帰属につきましては開発者の意向も尊重しなければならず、大変難しい状況ですが、今後、市へ帰属させていく方策も研究させていただきたいと思っております。

また、やむを得ず行きどまりにする場合には築造道路の管理責任を明確にとのことですが、開発における公共施設につきましては、御承知のとおり、都市計画法第32条に基づく公共施設管理者との協議により協議書を築造業者と交わしており、この中で築造道路の管理責任の所在は明示されており、当面この方法で確認していきたいと考えております。

続いて、道路と開発用地をつなぐ取付道路の土地所有権及び排水の問題ですが、これも都市計画法第32条に基づく公共施設管理者との協議により、問題解決に努力してまいりたいと思っております。

次に、道路課扱いの市道のあぜ道的な小道と袋路について、認定基準を見直す考えはないかとの御質問でございますが、昭和36年から道路法に基づき市道認定をしております。さらに、昭和52年策定の市道路線編入基準に関する規定に基づき逐次認定を行ってまいりました。また、平成5年4月1日より同基準の見直しを行い、幅員4メートル以上及び袋路についても条件を満たせば市道認定が可能となり、現在に至っております。

市道のあぜ道的な小道の基準の見直しにつきましては、旧市町村合併の経緯があり、また生活道路としての地域の要望等により認定を行ってきたところです。このことから、見直しは考えておりません。

また、袋路の市道認定の見直しの御質問につきましては、消防・防災の観点から、市道としては通り抜けが不可欠であることから、見直しをしてまいりたいと考えております。

次に、待避所の設置につきましては、交通安全の上からも、部分的な改良、特に狭い交差点部分についても、無償提供があれば順次道路整備を行っております。平成17年度では、市道岡条大原線は実施済みでございます。また、本橋八河内線の開出地区を予定しております。

次に、法定外公共物についてお答えいたします。

国有財産であった法定外公共物につきましては、本年3月末日に国から譲与を受け、市の財産として本年度から管理しているところですが、そのうち維持管理につきましては、従来どおり利用される市民の皆様方に御協力をいただきながら行っており、そのほかの管理業務につきましては、これまで国・県・市で行っていたものを、すべて市で行っているところでございます。その管理業務の窓口の一本化により、市民の皆様には申請書の手続などで煩雑さが解消され、利便性の向上等が図られていると思っております。

最後に、議員さん御質問の事務的な問題の解決方法、費用負担についてですが、法定外公共物に関する問題につきましては、土地の境界や所有権の問題などさまざまな問題がありますが、そのような問題が生じた場合には、その都度適切に対処してまいります。また、費用の負担が生じるような場合には、従来どおり原因者負担として対応してまいります。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（田中 敏靖君） 議員になりましてからずっと道路問題に関係して何度も質問させていただいておりますが、おおむね検討していくという御回答が多うございますが、道

路そのものは、やはりどこもかしこも全部やれというのは大変難しい。これはよく承知しておる者ですけれども、まず中心部も非常に大事だと。私もつくづくそれは思うのですが、今から広域という考え方でどんどん広域になりますと、私はたまたま牟礼に住んでおりますが、牟礼というのはあったんかいなと、そのように思われるようになるんじゃないか。そうすると忘れ去られるんじゃないかと。忘れ去られれば、道というものはどんどんできてくれなくなる。生活道路というものの力はだんだんなくなってくると、かように思います。

今、緊縮財政にどんどんなっています。役所はそういうように緊縮財政ですけれども、個人自体も、税の負担が多くなったり、医療費も増えてくる。お互いに大変な時期なんですけれども、たまには周辺部も見て回って、悪いところは悪いなりにひとつ直していただかなければならないんじゃないかなと、かように思います。その点でこの費用対効果について申し上げているわけです。

何事も、費用対効果といいますと、人が少ないところに何ぼ金突っ込んだってだめだというふうに言われます。国自体も同じですね。東京の人口と山口県の人口を比べたら雲泥の差ですから、同じような金を投資したってしょうがないなと、こういうふうに思われても当然だと思うんですけれども、やはりそれはだれがやったかということ。昔、一極集中でやった政策が誤りであって、当時から分散論でやっておればそういうことは全くなかった。何事も過去の政策の誤りが現在にツケが回ってきたという、このように解釈しております。今からその辺のツケが回らないようお願いしたいなと、かように思います。

また、道路問題で、狭隘道路につきまして、防府市の要綱を見ますと、42条の2項道路であれ、市道に面しなければ寄附を受けられませんよというふうにあります。しかしながら、他市の状態を見ますと、神奈川県のア野市というところを紹介しますが、これは市道要件というのはいないんですね。42条の2項道路であればいいですよというふうな、このような言い方をしております。だから、もう少し検討する余地があるんじゃないかなと、かように思うのです。人口的には防府市より向こうが多いものですから、道路の問題は特に厳しいと思います。

そこで、まだ防府市で余り考えてないのがあるのですが、山口市なんかは隅切りの買い取りのいろいろな要綱とかを定めてやっておりますけれども、よそは隅切りもあわせて狭隘道路拡充事業の中に入れております。できるだけ隅切りをとりなさいというふうにやって、それも要綱の中に整備して行っております。特にそういうことは、今は車社会ですので当然隅切りは要ると思うので、そういうことも力を入れていただきたいなと思います。

今、防府市で一番ネックになっているのは、私道とか、要するに市道以外の道路で寄附

しようとする人がおられても、その寄附を受けられないと、こういうふうな問題があります。しかしこれは、壇上でも申し上げましたけれども、どんなところでも寄附してやろうというところがあれば、当然それはもらっていただかないと、幾らたっただって直らないです。鶏が先か、卵が先かの問題と、理論は一緒だと思います。だから、全くないところでもとってもらうようにしてもらいたいですね。

ここの状況は、私道でもとっておるんですけども、しかし、とるけれど、整備は一切いたしませんよと、こういう考え方です。それも一つの考えだと思います。そういうのをどこへ持っていくかという、法定外公共物の取り扱いの方向に持っていったらという、このような考え方で、これはずっと昔から私もそのように考えておりますので、ぜひ取り上げていただきたいと思います。特に狭隘道路につきましては、今からは、取り扱わなかったら、生活上支障は必ず来ます。だから、ぜひこの辺はやっていただきたいと思います。

それから、道路については、たまたま今は道路課と建築指導課のことを言いましたけれども、都市計画課にもあるし、農業農村課にもあります。そういうふうな状態で各担当課、ばらばらにありますけれども、将来的には行政で一本化して、道路については道路課が全部見てやると。つくるところは担当課がつくってもいいけれども、最終的な管轄は全部道路課がやるというような考え方で行わなければならないんじゃないかなと、かように思います。今からの狭隘道路拡充事業というのは必要性があるということで、再検討をお願いしたいなと要望しておきます。

それから、開発許可道路について、たまたま私も商売で、このようにやっておりますが、自分で自分の首を締めるようなことになるかもわかりませんが、アンバランスがあるというのは、情報の開示の問題なんですね。情報の開示というのは、ある一定の業者に対してはやられる、また違う業者にはこうやって、一部の業者に情報を出されるために、せっかく使える運用というものができない。

ちなみに申し上げますと、過去の例で、これは昭和49年か、あのころだったと思いますが、本橋八河内線というところにあるんですけども、道路幅員が2.75メートルのところでも開発許可がおりた。それから、小徳田3号線というところなんですが、これは幅員が3メートルぐらいしかない。こういうようなところでも開発許可がおりています。

というふうに、教科書では4メートル以上なければいけませんよとっておりながら、特定の業者が言うたらやってくれるというのは不合理だと。もしそれがあれば、それを全域に言うてほしいということをお願いしたいと思います。基本的に、これは県の指示もありました。非常にやかましく言ったんだけど、知らん方が悪いということだった

から、非常に憤りを感じております。こういうふうには、ないようにお願いしたい。

なぜそういうことが起こるかといったら、開発の認可をする担当部署が3年に1回か何か、部署をかわりますね。そのときの引き継ぎが非常に悪い。要するに過去のことはわからんというような状態ですから、そういうことがないようにきちっとお願いしたいということでございます。これは苦言としてお聞きください。

それから、次の市道についてですが、道路課では道路台帳というのをおつくりだと思っておりますけれども、どういうふうに道路台帳というのはつくって市民に公表されているか、このあたりをもう少し説明をお願いできないかと思えます。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 道路台帳の整備につきましてでございますが、毎年、新たに変わったところは更新をしております。閲覧につきましては、道路法第28条についても常時できるようになっておりますので、そのあたりにつきましては道路課の方で閲覧できるということになっております。

なお、道路台帳の整備につきましては、図面情報システム、今後、関連しますが、GISの手法も検討しているところでございます。今後とも道路事業の推進に努めてまいりますので、何とぞ御理解、御協力をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（田中 敏靖君） お願いばかりで申しわけございませんが、これからは、市道認定で出される私道につきましても、道路台帳に記載されているように、延長だけでなく幅員等についてもきちっとお願いできたらと思えますし、また市道の見直しについても、お答えいただきましたが、このあたりで本当に直さない。今、山口市なんかは、1号市道、2号市道、3号市道とがあります。これは自治会による防犯灯の助成等もありますので、あわせていろいろ御検討いただいたらと思えます。

それから、法定外公共物につきましては、まだまだ検討の余地がたくさんございますので、一緒に検討させていただきたいと思えます。

私の質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、9番議員の質問を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 0時59分 開議

副議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長が所用のために、副議長の私が午後の議事の進行をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は18番、今津議員。

〔18番 今津 誠一君 登壇〕

18番（今津 誠一君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、単独市政の継続についてと題しましたが、このことについてお尋ねいたします。

さきの新山口市の市長選挙において当選された市長さんは、任期中に防府市と合併のための法定協議会を立ち上げることを選挙の公約として掲げられました。御自分の市の行政課題も山積している中で、防府市に思いをはせていただいて、ありがたいことだと感謝いたしますとともに、御自分の市の運営も生易しくはないと思いますので、しっかりやっていただきますようお願いを送りたいと思います。

一方、防府市はこれまで相当の期間、時間と金と労力を費やし、2市4町の合併論議に加わり協議してまいりました。しかし、結局、合意に至らず、2市4町の合併から離脱しました。

その後、松浦市長は、第三次後期基本計画に関する市民アンケートにあわせ合併についてもアンケートを実施され、その是非について民意を確認され、民意を尊重する形で単独市政を選択し、そのもとでの市政運営を推進しているところであります。

今後、新山口市の市長さんは御自分の公約を果たすべく防府市に合併の働きかけをされると思いますが、その際、市長は、これまでの経緯並びに今防府市が単独市政を選択し市民が一丸となって再生に努めている現状を説明し、はっきりした意思表示をすることがお互いのためだと考えます。市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

次に、農業公社の経営状況についてお尋ねいたします。

農業公社は、平成13年、第三セクター方式により農作業の受委託事業を主たる業務として設立されました。当時、議会には多くの慎重論ないし反対論がありましたが、結局、僅差で可決された経緯があります。

反対論として主張された論点の主なものを挙げますと、まず、第三セクター方式は過去に失敗例も多く、無責任な経営体質に陥りやすい。農作業の受委託という零細・高齢農家の農業を補助するという非発展的システムでは、抜本的農業振興策とはなり得ないこと。農作業の受委託業務は本来農協自体がやれば可能なことで、公社設立の必要性は極めて小さい。農作業の受委託によるあっせん手数料が主たる事業収入で、計画どおりの収益が上がるとは思えない。設立の必要性の低い公社に設立時の出捐金と毎年多額の年会費と補助

金を拠出することは、財政の圧迫要因となる。農業の抜本的振興策としては、後継者の育成に重点を置くべきである。

以上が当時の反対論の主たるもので、今見てもいずれも正鵠を射ていると思われます。当時、議会は反対意見が約半数ありましたが、総体としては、事業計画が執行部の説明どおりに達成されると、善意に理解されて認められたものと推測いたします。

しかし、設立後約5年間経過した現在、反対論として指摘されたことが現実のものとなってきています。最近になって農業基盤経営促進法の成立により法人の農業参入も認められ、新たな農業政策が展開され始めました。いつまでも後ろ向きの農業支援をするときではないと思います。現在、市から公社に毎年、年会費、補助金合わせて約800万円弱程度が支出されています。農業政策のあり方、そして財政改革の視点からも、公社そのものの解散と補助金の支出を含め、見直すべきときだと思いましたが、いかがでしょうか。

以上、壇上よりの質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 18番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは単独市政の継続と、山口市の本市へのアプローチに対する基本的な対応方針についての御質問にお答えいたします。

昨年10月、第三次防府市総合計画後期基本計画の策定の参考とするため、議員御指摘のとおり市民5,000人を対象としたアンケートを実施し、あわせて合併に関して今後進むべき方向を問うたところでございます。その結果、「これまでどおり単独市政でよい」が52.3%、「1市4町との合併を目指すべき」が20.7%、「どちらとも言えない」が23.3%という選択割合になりました。この結果について私は、市民から本市の潜在能力に対する信念や自負に基づいた意思が示されたものと感じたところでございます。こうした市民の意向というものを十分認識した上で、合併に関する私の基本的な姿勢なり、考え方をまず述べたいと思います。

御承知のとおり、住民自治と団体自治が地方自治の基本でございます。合併を行う上では、住民自治の基本に基づき合併に対する市民の理解を得ることが大前提です。こうした中、行政組織の合理化や規模の適正化は地方自治法にも規定されているところであり、本市はスケールメリットのある合併を究極の行政改革として位置づけ、常に追求していかなければならないと考えております。また、本市は県勢発展に欠かすことのできない都市として、その立場を踏まえて取り組んでいく必要もあるところでございます。

したがって、私としては合併に背を向けないことを基本的な姿勢とし、市民の理解を大前提とすることを基本的な考え方とするものでございます。

こうした基本に立脚し、今後の市政運営について、現時点における市民の意向を踏まえ、当面、単独市政を堅持しつつ、合併された新市、すなわち、都市間競争に負けないようにしっかり励んでいく必要があると同時に、市民参画の推進を含め、行政サービスの質を高めるとともに、一層のスリム化を進める必要があるところでございます。

さて、こうした行政運営を進めていく中で、仮に山口市からお話があった場合の対応についてですが、基本的な姿勢として門戸はあけておきながらも、次なるステップに進めるかどうかは、このたびの合併協議から得られた教訓が十分に生かされなければならず、すなわち、事務レベルから基本的な情報を積み上げ、行財政運営に関するあらかじめの協議を行うことにより、大方の主要課題の克服が可能か否かを見きわめる必要があると考えているところでございます。

その上で、まず、その内容を的確に市民に説明し、納得していただくという手続を欠かしてはなりませんし、このことは市民間の合意形成が不十分な合併では、新市のまちづくりを進めていく上での困難が生じかねないと考えからでございます。すなわち、市民の心を心として、市民の御理解のもとに協議を進めていくことが肝要であると感じているところでございます。

残余の御質問につきましては、産業振興部長より答弁いたします。

副議長（行重 延昭君） 18番。

18番（今津 誠一君） ただいま市長から基本姿勢を聞かせていただきましたけれども、松浦市長は合併離脱後、市民アンケートを行われ、そして民意を問い、市民の意思を確認した上で単独市政で防府市の再生を図ると、こうされました。今、庁内も議会も、そして市民も、その方針に沿って防府市再生に向けていろいろと努力をしているところであります。

しかしながら、新山口市の市長さんが誕生後、その軸がまたまた微妙にぶれているんじゃないか、そんな感じが私自身しております。それは、先日、木村議員さんからも一般質問の際、指摘のあった、最近の市長発言に如実にあらわれているのではないかと。すなわち、「中核30万都市は今も必要と考えている」、「合併について、市民の合意は不可能ではない」という発言。それから木村議員の質問に対する答弁の中で、「起こり得る変化に的確に対応する」、「過去の延長線上でなく、新たな対応になる」、「また合併を論じるときが来る」、「合併の主導権をとるよう行革を進める」、こういう発言を聞かされますと、あれだけ大声で唱えておられた単独市政論をまたかなぐり捨てるのか、あるいは合併に向け既に心が動いているのではないかと、こう感じたのは私だけではないように思います。

政治において最も大事なことは、軸をぶらさないということではないかと思うのです。

軸をぶらすと周囲が動揺しますし、そればかりか周囲からの信頼を失ってしまう。これは政治家にとって致命的なことじゃないか、このように思います。今、せっかく長い経緯を経て単独市政でコンセンサスを得たわけですから、この軸は、決してぶらしてはいけないのじゃないか、このように思います。

また、そうするために市長は態度をはっきり示すべきだと思うのですが、どうも市長さんの、これまでのこれに対する発言が、私どもにはもう少しはっきり物を申しただけでないか、こんな気がするのですけれども、いかがでございましょうか。

副議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 今、議員の言葉の中に、軸という言葉がございました。私こそ、軸は全然ぶれていないというふうに感じているわけでございます。その私の軸とは、市民の心です。市民がどのようにお考えになっているか、市民の目線で常に物事を考えているかどうか軸であると、私はそういうふう感じておるのです。右に行くということを決めた信念とか、左に行くということを決めようとする信念とか、そういうものが軸であるわけではなく、それを決めるには市民の心というものが常に軸でなくてはならないということございまして、そういう考え方の中で常に行政というものは、あるいは自治体というものは、あるいは市民生活というものは、いろいろな条件下、国の状況、県の状況、いろいろな財政状況、社会状況、いろいろな状況の中で社会というものは動いているわけでありまして、その動き、その変化の中で、常に市民の心が那邊にあるかということを考えながら対応していく責任が、私の場合と申しますか、リーダーシップを担わせていただいている者としては、必要不可欠なことではないだろうか、こんなふう考えております。

そういう考え方の中で、先般も申し上げましたが、合併協議をしておりました6人の首長のうち、既に5人がその政治の一線からおられない。新しい方がリーダーシップを持って今臨んで、山口市にはおられるわけでありまして、その方がどのような考え方を持っているかということをお聞きするということは、これは当然のことであると、拒絶することは全く必要のないことであると。そして、その内容がどのような内容であるのか、それからまた、そのことに対して本市がどういうふうな対応ができるのかということなども、常に市民との御理解を得る中で進めていけば、合併は決して不可能なことではないと思えますし、それはすなわち市民の御意思によるところであると、このように私は考えておりますので、そのような考え方のもとに、せんだって木村議員の御質問にお答えをしたような次第でございます。

副議長（行重 延昭君） 18番。

18番（今津 誠一君） 今、市長がいみじくも言われました、「市民の声が軸なん

だ」と、これは大変結構なことだ、私もそうしてもらいたいと実は思っているんです。ところが、本当に市民の声を軸にして、これまで発言あるいは行動してこられたのか、その辺が非常に私どもにはまだ不可解な部分が多いわけです。

ちょっとここで、市長は、軸は全然ぶれていないと、こういうことをおっしゃいましたが、これまでの軌跡を簡単に振り返ってみたいと思いますが、市長は当初から2市4町の合併に非常に積極的でした。合併は避けて通れない問題だ。この機を逃したら、防府市は永久に浮かばれない。30万中核都市を目指し、そのスケールメリットを生かし、究極の行政改革を果たすと発言され、合併は何としても成就させなければならない、このように強調されてきました。

しかし、2市4町間の協議の過程で、特に庁舎の位置について合意が得られず、離脱を表明されました。そのとき市長は、「合併は相手のあることで、100歩譲っても101歩は譲れない」とか、「合併で防府市及び防府市民が犠牲になることがあってはならない」、こう申されました。ここで市長は、協議の相手方に非があるということも暗に示唆されているような印象を受けました。この時点で市長は、完全に自家撞着に陥られたのじゃないか、自己矛盾を冒された、このように思います。なぜなら、合併が絶対必要という命題の中では、すべてを許容することもあり得るし、また、浮かばれる合併なら、防府市民が犠牲になることなど、あり得ないことです。このとき市長の論理は、私は完全に崩壊したと思っております。

その後、市民アンケートを実施され、単独市政を選択する市民の声が強い、このことを確認され、単独市政を宣言されました。このとき市長は、この市民の声に従うことで救われたのだと、私は思っております。きつい言い方をして失礼ですけれども、首の皮一枚が繋がった、このように思います。

今、市長が最も尊重し、目を向けるべきは市民の声で、新山口市の市長ではない、このように思います。

市長は先ほど、「自分は市民の方にいつも目を向けている」と、こうおっしゃいましたので、このことはお尋ねしますが、そこで、「過去の延長線上でなく新たな対応になる」と、このような発言があります。要するに、交渉する、あるいは協議する相手も変わるので、新たな展開もあり得ると、このようなことを示唆されたのじゃないかと思う。本当に、では、山口の新市長と合併に至る接点があるのかということについてお尋ねしたいと思えます。離脱の原因というのは、御承知のとおり附帯決議の内容です。松浦市長はこの附帯決議を今後も認めるわけには、恐らくいかないだろうと思えます。また、山口市の市長も議会の一般質問の中で、この附帯決議は尊重すると、このようにおっしゃっておら

れます。

したがって、我々考えますに、合併に至る接点がないのじゃないか、このように思いません。したがって、今の状況では合併はあり得ないと、このように明言されていいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

またあわせて、附帯決議は認めないという考えは今後も堅持されると思いますが、変わりはないかどうか、確認の意味でお尋ねいたします。

副議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 御質問に直接お答えする前に、いろいろおっしゃったことに対しての私の考えを述べておきたいと思えます。

私は、合併協議に入る以前の段階から、すなわち、法定合併協議会をつくる以前から、相手様のあることであるということは、常に申し上げてきたせりふだと思えます。

それから、昨年にもはやなってしまう、昨年の年頭のごあいさつ等々でも、合併するにしても、しないにしても、覚悟が必要であるということ、昨年の1月の段階でも私は声を大にして述べているところであります。合併するならするなりの覚悟、しないならしないなりの覚悟というものが絶対に求められるということをお知らせしております。

したがって私は、何もかも投げ出して、100歩も101歩も、すべてを譲ってでも合併に突入していくべきであるというふうに考えていたことは、一度もございません。常に相手様との交渉の中で、相手様が譲歩といいますか、お互いが理解し合える、お互いが認め合う、お互いが譲り合うという線を常に模索しながら、協議に臨んできていたわけでございます。

附帯決議なるものが、4月に入りまして、それも4月20日ごろになりまして出てきたわけでございますけれども、この附帯決議をすべて合意されて今の新市ができておりまして、今の新市においてそれは決められたことであって、今の新市ができる中で交渉事において決められたことであって、山口市さんとして、新しい合併先として防府市を選択されて協議をされるということは、またそこにおいては防府市との協議が当然生じてくることは当たり前のことではなからうかと、私はそういうふうに考えております。1市4町で協議されて決められた附帯決議に何ら私どもは拘束されるものではなく、それはそれで、それは山口市さんのお考えの中のことであると。

それから、山口市の今の渡辺市長さんがいろいろおっしゃっている中には、それは正確に私が直接聞いたわけではございませんけれども、附帯決議の事柄、すなわち、市役所の建設と旧小郡町の活性化策とは別の次元で考えていかななくてはならないというような趣旨の答弁もされておられるやに聞いているところでございます、その内容、私、詳しいこ

とはよくわかりませんので、何とも申し上げようがございませんけれども、あくまでも最初から相手様のあること、それからスケールメリットのある合併は考えていかななくてはならない立場に常にあるということは、申し上げてきているわけでございます。

副議長（行重 延昭君） 18番。

18番（今津 誠一君） 市長が先ほどの件に触れられましたので、ちょっと戻りますけれども、要するに、市長が言われる101歩というのは、庁舎の位置までは認められないと、こういうことじゃないんですか。

副議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） そうですね、101歩というのをどのように解釈されるか、それは人それぞれによるんでしょうけれども、私は、どこか特定の場所に新庁舎を建設する、そして、それらにかかる費用、あるいはそれらにかかる経費というものについては、いわば人間同士の結婚で例えるならば、持参金で、持ってくるお金で建てるんだよと言わんばかりのような形のものであったのでは、これは我が防府市民の気持ちが許されるはずのないことだと。と同時に、その半年前には庁舎は建設しないということを約束していたわけですから、総合支所方式を採用していくというようなこと、庁舎は、新しい大きなものは今の時代には合わないんだから、そんなものはつukらないということなども決めていたわけですから、そんなものを破棄しながら、さらなる譲歩といいますか、ちょっと予想外の展開を出されていったことに対して、それに防府市がくっついていくということは防府市民のお気持ちからは遠いものではなからうかと、そういう趣旨で申し上げたことでございます。

副議長（行重 延昭君） 18番。

18番（今津 誠一君） まあ、来年の5月には市長選挙も控えておりますので、市長もいろいろと多面的に目を向けないといけないことありましようから、政治的な発言もあるんだろうと思いますので、これ以上は追及いたしません、やはり基本的な線についてはきっちりと態度を表明していただきたい、このことを要望しておきたいと思います。

最後に、ちょっと一言触れさせていただきたいと思いますが、合併の目的というのは、それ自身が目的ではもちろんありませんし、その目的は地方分権の推進だろうと思うのです。なぜ地方分権を行うかといえば、これは中央集権政治体制の見直しだろうと私は思っております。既に中央集権体制は、私はほころびていると思っております。官僚を中心とした中央集権政治では、国民の多様な価値観に基づくニーズにはこたえ切れないだろう、このように思っています。

したがって、改革の本丸というのは、やはり官僚支配の中央集権政治をぶっ壊す、この

ことだろうと思うんです。そして、これをぶっ壊すためには、大きな受け皿が必要である。今、ちまちました合併を論じても余り意味がないんじゃないか。これからやるべきことは、私は廃県置藩だと思っています。合併について市長と市長が話し合うときではない、もはや県と県が話し合うときに至っているのではないか、このように私は思っております。その話し合いが成立するときまで市は自己改革をするときだろうと、このように思っております。一言、終わりにつけ加えさせていただきました。

副議長（行重 延昭君） 次は、農業公社の経営状況について。産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 農業公社の経営状況についてお答えいたします。

防府市農業公社は、平成13年7月に設立され、本年で5年目となります。この間、農作業の受託・委託事業を主体に、事業の拡大、推進に努めてまいりました。事業収入について、設立当初に作成しました5カ年の事業収支計画総括表と比較しますと、平成15年度までは計画どおりに推移しておりますが、平成16年度には、農作業の受託・委託業務の伸び悩みのため、計画を下回っております。

農業公社といたしましても、平成16年度から無人ヘリコプターの運用を農協から正式に引き継ぎ、防除作業に投入して実績を上げております。本年は米だけでなく試験的に麦の防除作業を行い、事業の拡大と収益の向上を目指しております。また、防府市農作業受託者協議会や農協との連携強化により、新規委託農家の掘り起こしに努めているところでございます。

農業公社への人件費の補助につきましては、極力削減に努めているところでありますが、補助金の廃止には至っておりません。しかしながら、平成19年度には機械類の減価償却引当金の積み立てが終了する予定であり、経営状況の好転が見込まれるので、その時点で人件費の補助金廃止の検討を行いたいと考えております。

今後、直接受託作業の拡大を図るとともに、手数料率の改正や農業公社職員の執務体制についても見直し等を検討し、早期安定経営に努めてまいりたいと存じます。

農業従事者の高齢化、担い手不足等が進む中で、農業公社の役割は大きくなるものと存じますので、農協を初めとした関係機関との連携を密にして努力してまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 18番。

18番（今津 誠一君） まず、平成16年度の農業公社の受委託業務については、当初の計画よりもダウンしてきて計画を下回っているということで、では、17年度の見込みについてはいかがなのか。当初の計画では、約8,100万円ですか、計画されてお

ます。これに対して17年度は、正確な数字は出ないでしょうが、大体どのぐらいに落ち着きそうなのか、ここを示していただきたいと思います。

それから、今、答弁の中で、新規委託農家の掘り起こしに努めていると、こう申されましたが、では、これまでの実績数字を13年度から挙げていただきたいと思います。

それから、補助金については、19年度に減価償却引当金の積み立てが終了するので、その時点で廃止を検討すると、こう、今、申されたと思いますが、当初議会に説明があったのは、5年でこの補助を終了すると、こういう説明で議会は了としたわけです。5年ということで議会は承認したわけですから、これを勝手に延ばすのはおかしいんじゃないか、このように思います。

それから、今、農業公社の役割が大きくなると申されましたけれども、農作業の受委託登録者数等本当に増えているのかどうか、先ほどお尋ねしましたので、これをお聞きして、またお尋ねしたいと思います。

それから、農作業の受委託事業以外にも、例えば地域農業の担い手育成事業であるとか、あるいは地域特産物の振興事業であるとか、地域住民と農業・農家との交流促進事業とか、その他の関連事業として公園管理、道路管理と、農作業の受委託を含めて5つの事業がこの公社の事業の中核になっておるわけですが、農作業の受委託以外の事業についてどのような実績を上げられておるのか、このことについて御説明をお願いします。

副議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） まず、お尋ねの1点目、17年度の事業収入の見込みについてお尋ねがありました。今はまだ見込みの段階ですので約の数字で申し上げたいと思いますが、今年度の見込み額は約4,500万円になるかと思いますが。先ほど議員がおっしゃいました当初の計画値でいきますと、当初の計画値が約8,000万円でございますので、そういった意味では当初計画より大きく実績が下回ろうかというふうな見込みであります。まず、これが第1点目でございます。

第2点目のお尋ねは新規の農業者からの受託等々の掘り起こしについての13年度からの実績の件数をということでございますけれども、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

今の件でございますが、お答えいたしたいと思いますが、実績は、作業を実施しました平米でお答えしたいと思います。（「登録者数」と呼ぶ者あり）登録者数ですか。

すみません、ちょっとお待ちくださいませ。（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

副議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後 1時35分 休憩

午後 1時36分 開議

副議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、議員さんの御質問は、件数でというふうにおっしゃいましたけれども、まことに御無礼でございますけれども、実績は作業を行いました面積で集計をしておりますので、面積を申し上げることでかえさせていただきたいと思いますが、まず、13年度でございます。これは設立された初年度でございますけれども、御承知のように……、

18番（今津 誠一君） ちょっと待って。私が尋ねたのは、新規委託農家の掘り起こしに努めておると、こう、答弁があったので、この新規委託農家の掘り起こし実績がどのような数字になっておるのかと、このことを尋ねたのです。

議長、休憩をお願いします。

副議長（行重 延昭君） じゃ、暫時休憩します。

午後 1時37分 休憩

午後 1時38分 開議

副議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、件数でと御質問でございますけれども、件数での集計は、正直申し上げて、しておりません。なぜしておらないかといいますと、例えばAという農家の方が2反ほどやってくれとおっしゃる。しかしながら、今度Bという農家がありまして1反ということになりますと、合計3反でございますけれども、そういった形で、件数でいきますと、公社に発注される面積がそれぞれ異なっております。そういう中で、公社の実績というのは、どれだけの面積の農作業をやってきたのかということが極めて重要なデータになると思いますので、実績はすべて面積、耕作等々を行いました事業面積でカウントしておりますので、先ほどちょっとそれで触れて申し上げたんですけれども、面積で御回答させていただけたらと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、13年からということなんですが、まず13年の実績の中で、大きく分けますと、あっせん調整に伴います農作業があります。それともう一つは直接に受託して行う農作業があるわけですが、13年度は、設立当初でございますので、両方の受託をした農作業の面積というものは、42.9ヘクタールになります。14年度は、同様に申し上げますと、合計で145.8ヘクタールになります。15年度で申し上げますと、

567.6ヘクタールでございます。今、16年度は、きちっとした数字をちょっと持ち合わせておりませんが、約745ヘクタールを農業公社が受けて農作業をやったということでございます。

以上でございます。（「ほかにもあったでしょう」と呼ぶ者あり）はい。

副議長（行重 延昭君） 続いてお願いします。産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 3点目の御質問は人件費の補助金でございますけれども、設立された当時の計画でいきますと、5年後には人件費の補助はゼロにすると、当初、そういった発言を執行部の方でもしておるわけでございますけれども、今の公社の経営状況、また委託を受けてやる農作業等々のことを考えていきますと、当初の計画どおりに事業拡大がなされてないのが正直なところでございます。先ほど答弁いたしましたように16年度も当初の計画数値に比べますと、そこまで追いついてないのが実績でございますし、先ほど17年度の見込み額を申し上げましたけれども、当初の計画より約半分ぐらいの数値、実績になるかという見込みでございます。

そういった中で、単年度、単年度はそれなりに赤字は出しておりません。したがって累積赤字も公社はないわけですが、これは人件費の補助が入っている形で、言ってみれば経営が一定程度支えられている部分がありますので、いましばらくはこの人件費補助を続けざるを得ないのではないかというふうに思っております。しかしながら、16年度、また今年度も含めまして、当初の人件費に対する補助額を去年とことして約300万円ちょっとぐらい縮減・削減に努めてきております。その辺を含めまして御理解をいただきたいなと思っております。

4点目は、他の事業についてということで、主たる事業はそういった農作業の受委託事業がほとんどでございますけれども、議員おっしゃいましたように、担い手の育成の事業、あるいは市民と農の交流の事業等々も公社では手がけております。今、担い手の育成事業と申しますのは、主には、新規農業者を防府市は受け入れておりますけれども、一定の研修期間を終えまして実際に農業の実践に入る場合に、そうはいつてもすぐすぐ、なかなか経営が成り立つまでのことにはなりませんので、公社には専門のトレーナーも配置しておりますので、そういった新規農業者に対するいわゆる育成、教育というんですか、そういったものを手がけているという事業があるわけです。それは、率直に言いまして公社の目に見えての収益の上がる事業とはなっておりませんが、将来の農業者を育成していくという公社の一つの大きな目的もあるわけですから、そういった事業を展開しているということです。

もう一つの農と市民の交流事業ですが、これは、市が持っています市民農園の管理、あ

るいは各地域でたくさんありますミニ農園の管理等々を公社が引き受ける中で、市民と農業との交流を図っていくという事業をやっております。これも、公社全体の事業から言いますと、経営に対して大きく貢献できる、収支において貢献できるというような事業ではございませんけれども、こういった市民と農業との交流というものも、これから先、特に重要になってくるソフトの事業じゃないかなというふうに考えております。

以上で答弁漏れはないと思いますが、これで終わらせていただきます。

副議長（行重 延昭君） 18番。

18番（今津 誠一君） 今、最後に申されました地域農業担い手育成事業、この成果はいかほどだったのか。担い手育成というのは、農業公社の非常に大きな目的の一つでもあります。これは、私が聞いたところでは、この5年間で実績が1人と聞いているんです。本当に1人だったら、これはもう営業努力といいますか、公社の使命といいますか、それは全く、ほとんど果たされていない、こういうことになるんですけれども。

それから、今、地域特産物の振興事業についてお尋ねしたのですが、これについては特に言及がありませんでした。新たにどのような地域特産物がこの公社から生まれたのか、これについてお答えいただきたい。

それから、あわせて農作業の受託者の登録者数、これが平成13年度からどのように変遷してきているのか、増えているのか、その点についてもあわせて答弁をお願いします。

副議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） それでは、1点目の新規農業者に関する御質問でございますけれども、16年度の実績で申し上げたいと思いますが、今、16年度、研修生が1人と、それと、これはトマトの方で1名ほどいらっしゃいまして、あとは野菜関係が1名、あと、そういった形で新規就農の方の中には研修生、本当の研修生の方もいらっしゃるし、まだまだ一人前になる前の方も対象にしておりますので、16年度の実績でいきますと、対象者は7名ほど、右田のハウスの方で育成・研修をやっております。

それと、地域の特産物でございますけれども、公社が立ち上がりまして、防府市でいわゆる新規の農産物の特産物が開発されたか、またそういったことを手がけていったかという御質問だろうと思いますけれども、そういった特産物ということでは、申し上げる実績・事例はございません。

登録者は、どの登録者でございますか。（「農作業受託者」と呼ぶ者あり）受託者協議会の方の登録者ですか。はい、申しわけありません。

今、受託者協議会に登録されている方は、23名でございます。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 18番。

18番（今津 誠一君） 今お聞きしますと、多分野にわたって大した成果が生まれてないというような印象です。地域農業担い手育成事業もほとんど育っておりませんし、地域特産物の振興事業についても何も生まれてない。それから、農作業の受託者の登録者数ですが、これは私もちょっと調べておったんですが、13年度が22名、14年が23名、15年が23名、16年が23名、17年が23名、もうずっと増えてないんです。こういう状況で本当に農業公社の役割が大きくなっているということが言えるんだろうかという気がしますね。そういうことで、農業公社の経営は非常に期待ができるものじゃないというようなことをまず申し上げておきます。

それから、ちょっと事業計画のずさんさということで指摘させてもらいたいんですけども、平成15年の当初計画で、実は無人ヘリコプターの防除で、当初の予算では200ヘクタール、これをやるということになっておりましたが、決算ではこれがありません。調べたら、当初200ヘクタールだったけれども、実際にやったのは380ヘクタール。しかし、それが決算に収益として上がってないんです。これは大変なことで、これが380ヘクタールということになりますと、10アールで2,000円の手数料ですから約760万円ですか、これが公社の方に入ってこなければならぬんですが、これがほとんど入ってない。事務手数料が入っただけで、あとは農協の方に行っているんです。これは一体どういうことなのか。私、これを見てびっくりしたんですが、非常に経営がずさんです。

ヘリコプターは、当初から、農業公社において利用して、収益の中心にすると、こういう説明をされたんですよ。15年の当初にそういう計画を出しておきながら、決算では収益がないんですよ。こんなばかなことがありますか。いかがですか、これは。

副議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） ヘリコプターの関係の平成15年の収支等々の御質問でございますけれども、まずヘリコプターについてちょっと、購入の経緯そのものの概略を申しておきたいと思えます。

実は、この防除に使います無人ヘリコプターでございますけれども、これは御承知のように国の補助金を受けながらJAさんが購入されております。購入されたのは平成14年度の6月になるわけですが、この補助事業といいますのは、そもそも、大道地区の農業経営構造対策事業というものがあまして、大道地区を中心にしながら集落農業を活性化し、発展させていこうということで、このヘリコプターの活用をする事業とあわせて、ライスセンターの建設が補助対象としてこの事業の中に取り入れられております。

実は、農協さんの方でもこの経営構造対策事業を手がけられたのは、大道地域における説明会、また推進協議会の立ち上げ等々を含めまして、平成12年度から出発してきたわけでございます。それで、先ほど言いましたように、実際のヘリコプターの購入は14年度であるということでございます。

それと、公社が立ち上げになりましたのが、今、るる出ております13年度でございますけれども、そのときの説明の中に、公社もヘリコプターを活用するんだという御説明があったやには聞いております。これは、農協がヘリコプターを購入するわけですから、農協自身がヘリコプターの防除をやっていくという当初の計画であったやには聞いておるのですが、13年に公社ができた中で、農業者の方とすれば、例えばの話が、田植え、稲刈り、田の掘り起こし等々は公社に頼んで、防除だけはまた農協で手続をせにゃいけんということで、農業者の方で窓口を一本化していただきたいというような要望があったやには聞いております。そういった中で公社がヘリコプターの活用の計画を述べられたんだろうと思います。

それと、今るる概略を申し上げましたが、15年度のヘリコプターの事業にかかわる収支の件でございますけれども、14年度のヘリコプターが購入された年には、農協の方ではヘリコプターの運用を14年度に限っては全然しておりません。実際にヘリコプターが動き出したのは平成15年度なんでございますけれども、これは公社と農協との間に、ヘリコプターを公社が借りましてそれを使いますという正式な契約がまだ結ばれていない、15年はその年でございます。

したがって、15年度のヘリコプターの防除作業は農協さんがやられた事業、主体は農協さんでありまして、当時の公社はそれの俗に言いますお手伝いをするという形で、防除に対するヘリコプターの活用に参画していったということでございますので、ヘリコプターの運用にかかわる経費そのもの、もろもろのものを農協の方が持たれたということでございますので、公社の方にはお手伝いというかわりでの若干の手数料は入っておりますけれども、ヘリコプター運用にかかわる経費は公社の方の収支の中には入っていないということでございます。

しかし、議員御指摘のように、当初は直営で、15年度に限りヘリコプターを公社が運用していくんだという当初計画を立てながら、決算では、そうではありません、農協がやられたものでございますということで収支の整理をしておりますけれども、そういう意味では、当初計画と実際の決算の打ち方が食い違っております点は、今も続いていると思っておりますけれども、公社がまさに手さぐりの状態で経営を進めている、そういった段階の年でございますので、そういった若干のちぐはぐな点が出てきている点は否めないだろうという

ふうになっております。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 18番。

18番（今津 誠一君） ちょっと議長にお願いですが、暫時休憩等もありましたので、七、八分程度経過したように計算しております。その辺はお許しいただきたいと思います。

で、非常に計画がずさんなんです。これに限らず、最初に議会に対する説明会のときも、平成17年度の収支見通しとして、先ほど8,097万円と言われましたが、実はこれ、1億5,000万円で計算しておったんですよ。こんな数字がどこから出てくるのかということのを再三指摘したんですが、5年後には高齢化も進むから耕地面積もこれだけ増えますと、そこをもとに試算したら1億5,000万円だと、私は何回もただしたんですが、そういう説明を終始された。それで、どういうわけか、いつか、これはミスプリントでしたということで、8,000万円に急遽変えられたんですよ。そのときは何も言わなかったんですが、当初からそのようなずさんな計画だったということです。

今のヘリの件ですが、15年度の当初に上げるということは、既に公社でヘリを利用して、公社の収益に持っていくということが事前に計画にあったわけで、当然ヘリの契約もそれまでに済ませておかなければいけないことで、それを怠っておったからそれを消したというふうなことなんでしょうけれども、いずれにしても、ずさんというか、ずさんを超えて、でたらめと言ってもいいくらいむちゃくちゃです。

こういう公社が本当にこれから続いていって大丈夫なのか。先ほど申しました出捐金の3,500万円はもちろんです。年会費、それから補助金、これを市は毎年出していくわけで、こういう目的が達成されない三セク、農業公社というものについては、ここでもう一度根本的な見直しが必要なんじゃないか、こんな感じがしております。

事業計画と大きな乖離が出てきておるということ責任は、やはり経営努力が不足している公社に一番責任があるということ言うまでもありませんが、これを指導する立場の市にも当然責任があると思います。それから、職員を派遣している農協にも責任があると思います。それから、公社設立を認めた議会にも責任があると思います。

したがって、これらが今後、公社の経営改善あるいは解散まで含めて検討する必要があるのだらうと、このように思います。本当は私は公社は解散ということをお願いしたいんですが、民主主義の社会ですからそうは一足飛びにはいきませんので、この公社の検討委員会を設けるということ提案したいと思います。そこで、これらの方々が参加して、本当にこれで大丈夫なのかということじっくり検討してもらいたい。このように思います。

それから、補助金については、当初5年ということ約束しておるわけですから、これ

は約束を守ってもらうということで公社に強く働きかけをしてもらいたい。私自身は、18年度にこの予算が出てくれば、18年度予算については反対をさせていただきます。ここで明言しておきます。

以上で、私の質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 以上で、18番議員の質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 次は、25番、田中健次議員。

〔25番 田中 健次君 登壇〕

25番（田中 健次君） それでは、通告に従って質問をいたします。

最初の質問は、新年度予算方針についてであります。

防府市の新年度予算の編成方針は、10月24日に発表されました。その中では「将来的にも安定的な財政運営が可能となる基礎づくりに向けての第一歩を踏み出す予算との大方針のもと、行財政改革の徹底、着実な実行及び安全・安心で快適な市民本位のまちづくりの推進を基本として、これらを具現化する方向で予算編成を行うこととする」とあります。

そして、具体的な予算見積もりの考え方が10項目にわたり記されております。これを見る限り歳出の節減に重点が置かれているように見えますが、これだけでは予算編成方針に述べてあるように、ふるさと防府のすばらしさを実感しつつ、また厳しさを増す地域間競争に打ち勝ち、市民が豊かさを感じる都市を創造できるのか、疑問も感じるわけであります。

そこで、以下数点にわたって質問をいたします。

具体的な質問の第1は、市民生活に関連する予算についてであります。

歳出の節減を熱心にすれば、市民の生活に直接関連する費目で影響が出てくるのが懸念されます。道路の維持補修、改良舗装工事補助など、市民生活に直結するものについては十分な予算措置をしていただきたいと思いますと考えますが、市のお考えをお伺いいたします。

第2は、市制70周年との関連についてであります。

新年度は市制70周年となります。こういった節目の年を、防府市が地域間競争に打ち勝つことができ、魅力あるまちであることを市民と一緒に確認できる一つの機会として積極的に考えていくことは、大いに意味のあることではないでしょうか。新年度に完成する大きな事業としては、駅前再開発ビル、給食センター、佐波小学校体育館などがありますが、この中の駅前再開発ビル・ルルサスは市の中心にあり、その中の公共公益施設は、小さな子どもからお年寄りまで幅広い年代の市民が利用する、これからの防府市の一つの核

となる施設であります。新年度に完成するルルサスの公共公益施設などに充実した予算措置をすることにより、この市制70周年を、防府市が魅力あるまちであることを市民と分かち合うことができると思いたしますが、市のお考えをお伺いいたします。

第3は、新たな行政課題との関連についてであります。

単独市政を選択した防府市が、県央の中核都市として魅力的に輝くためには、新たな行政課題に積極的に取り組むことは重要であると思いたします。その意味では、これから重要性が増すと思われる環境行政、次世代育成対策、行政の透明化、市民との協働などの課題にかかわるものについては重点的な予算措置が必要と思いたしますが、いかがでしょうか。市職員の積極性を引き出す上でも、新たな課題に積極的に取り組むという防府市の方針とそれを推進する予算措置が必要だと思いたしますが、市の御見解をお伺いいたします。

第4は、公共下水道特別会計についてであります。

予算編成方針では、特別会計については、一般会計に準じた見積り、収支の均衡保持などが言われております。しかしながら、公共下水道特別会計では、以前ほどではありませんが、それでも最近の4年間では、毎年5億円程度市債残高が増加しており、平成元年から平成16年までの16年間に、市債残高は82億円から191億円へと109億円も増加しており、このままの財政運営でいいのか疑問に思いたします。公共下水道会計も一般会計に倣い、市債発行を抑制すべきではないのかと思いたしますが、市の御見解をお伺いいたします。

2番目の質問は、介護保険についてであります。

第1は、第3期介護保険事業計画についてであります。

2006年度から2008年度までの3年間を対象に、第3期介護保険事業計画が今年度中に策定されることとなっております。介護保険法が改正され、既に10月からいわゆるホテルコストの徴収が始まっておりますが、来年4月からは新予防給付の導入なども開始されます。そこで、新年度に向けて第3期介護保険事業計画の策定はどのように進んでいるのか、第3期事業計画の特徴的な点や、その作業の進捗状況についてお伺いいたします。

第2は、地域包括センターについてであります。

地域包括支援センターの創設は、今度の制度改正の大きな特徴の一つと言われております。地域における高齢者の生活を総合的に支えていくため、重要な役割を果たすことが期待されております。防府市では地域包括支援センターについてどの程度の規模と内容を考えているのか、市のお考えをお伺いいたします。

第3は、新たに創設される地域密着型サービスについてであります。今度の制度改正

により創設された地域密着型サービスは、介護を必要とする人が住みなれた地域で生活を継続することを目指し、地域の特性、実情に応じた多様なサービスの提供が求められます。市町村長が事業者の指定、指導、監督などの権限を持ちます。そこで、新たに創設される地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護と夜間対応型訪問介護について、市はどのように考えているのか、お伺いいたします。

大きな質問の3番目になりますが、国民健康保険についてお伺いいたします。

第1は、短期被保険者証、資格証明書の交付についてであります。

1986年12月の老人保健法等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の改正が行われました。これにより、特別な理由がない保険料滞納者に対し被保険者証の返還を命ずることができるとし、返還した者には資格証明書を交付し、保険給付の全部または一部の支払いの差しとめができることとなりました。

1998年の国保法の改正により、被保険者証未交付、資格証明書の交付を、それまでの「できる」から、「するものとする」との義務規定になりました。

防府市では2000年4月から、防府市国民健康保険短期有効被保険者証交付要綱、防府市国民健康保険被保険者資格証明書取扱基準により滞納者対策を行っています。これにより、納期を6カ月以上経過し、滞納となっている保険料が5期分以上ある場合に、短期被保険者証を交付し、改善が見られなければ資格証明書の交付となります。資格証明書ですから、医療機関では3割負担ではなく10割負担となり、医療機関への受診率は低下すると言われております。治療が受けられず亡くなった痛ましい事件も、全国ではあると聞きます。慢性的な不況やリストラなどで不安定な生活の中で、高いと言われていた国保料が払えないという声も多く聞きます。こういう形で国保から離脱していくことが懸念されます。資格証明書の発行は、国保制度の信頼を損ない、国保からの離脱をむしろ促進するのではないのでしょうか。国保制度の枠組みをむしろ壊すことになるのではないのでしょうか。

国保料の収納率は、現年度分で見ると、平成元年度の96.0%が、平成16年度決算では91.3%へと約5%下がっています。現年度と滞納繰越分の合計の収納率は、平成元年度の86.7%が平成16年度では74.3%へと約12%も下がっています。収納率の低下は歳入確保のための保険料の値上げを招き、値上げはさらなる収納率低下という悪循環を招きます。景気の動向などもありますから単純ではありませんが、平成元年度から11年度の決算と資格証明書を交付してきた平成12年度から16年度の決算を見ると、収納率の低下に歯どめはかかっていません。収納率から見て、資格証明書がうまくいっているようには思えません。また、憲法で保障している健康な生活を享受する権利、あるいは平等の条項から見ても、資格証明書は好ましくないと思います。短期被保険者証、資格

証明書の交付について、改めて市のお考えをお伺いいたします。

第2は、レセプトの開示についてであります。

国保の質問の2つ目は、レセプト開示の規則を制定してほしいという趣旨と、これに関連して医療費の過払いの返還を取り上げる当初の予定でありました。しかし、ことし4月1日付で防府市診療報酬明細書等の開示にかかわる取扱要綱が作成され、少し前の11月16日に防府市要綱集に追録がなされ、規則ではありませんが、既に要綱として整備されており、このことに敬意を表するとともに、岡山市や鹿島市では規則として整備されており、早急に規則とされることを要望したいと思います。

医療費は、診療報酬体系に基づいて計算し、国保では3割の自己負担を医療機関で支払います。しかし、その医療費の計算にミスもあり得ることです。これについては、レセプトが適正か否かは、都道府県単位に設置する審査委員会で審査、査定します。レセプトの内容が過重に請求している場合は、当然レセプトは医療機関へ戻され、再請求、レセプトのやり直しとなります。

一例を挙げれば、仮に医療機関が30万円と請求したが、レセプト審査の結果20万円となったといたします。患者は30万円の3割の9万円を窓口で支払いますが、是正された20万円なら6万円の支払いでよいわけです。この差額3万円が、過払い問題と言われているものであります。

20年前の1985年から厚生省は、この過払いが1万円以上の場合、市町村に対して被保険者である住民に通知するよう指導してきました。その後1997年に厚生省自身が過払いについて住民に通知しているかどうかの調査をした結果、3,249市区町村中1,342自治体の41%の実施でした。東京都と岡山県では全自治体が通知をしている反面、山口県をはじめ全国8県は、通知をしている自治体はゼロという結果でありました。

そこで、現在の防府市はどのような実情であるのか、お伺いいたします。また、当時の厚生省の指導である1万円以上の通知だけでなく、もっと低い金額、厳密には、過払いについて、すべて市民に情報として通知すべきと思いますが、市の御見解をお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 25番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、新年度の予算編成方針についての御質問にお答えいたします。

まず、市民生活に直結するものについて充実した予算措置をとのお尋ねでございますが、

道路、河川などの市民に身近な公共財の整備は、快適な生活環境として欠くことのできないものであり、財源の許す限り予算措置をしたいと考えております。しかしながら、昨今の厳しい財政環境下、限られた財源の中での対応となりますので、状況をよく確認しながら、優先順位をつけ、緊急度の高いものから行っているのが現状ですので、御理解いただきたいと存じます。

次に、市制施行70周年の節目の年にふさわしく、防府市の核となる施設、再開発ビル・ルルサス防府に充実した予算措置をとることでございますが、御案内のとおり、ルルサス防府には、公共公益施設として図書館をはじめ地域共同支援センター、ファミリーサポートセンターが入ることとなっております。これらの予算措置につきましては、厳しい財政環境下ではありますが、ある程度の予算措置はしてまいりたいと考えており、元気の出るまちづくりの核施設として適正な運営管理に努めてまいりたいと存じます。

次に、県央の中核都市として取り組むべき行政の透明化や市民との協働など、新たな課題に対して重点的に予算措置をとるお尋ねでございますが、御承知のとおり現在第三次防府市総合計画後期基本計画の策定に鋭意取り組んでいるところでありまして、今日的な行政課題については、中核都市の名に恥じないよう、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

具体的な施策等につきましては、現在、来年度の予算編成の真ただ中でございますので、詳細を申し上げる段階ではございませんが、いずれにしましても市民の皆様が住んでみて幸せを実感できるような安全・安心で快適な市民本位のまちづくりの推進に全力で努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、公共下水道事業特別会計における地方債発行の抑制についてでございますが、御承知のとおり下水道の整備は、衛生的で快適な生活を営む上で欠くことのできない都市施設であるとともに、河川や瀬戸内海の水質保全・向上を図る上で極めて重要な事業でございます。しかしながら、本市の平成16年度末の下水道人口普及率は46.6%でありまして、全国平均、山口県平均に比べても依然低い水準にあります。下水道が使用できるかどうかは、ありかなしの性格のものでございまして、昨年実施いたしました市民アンケートにおきましても、下水道未整備地域では、「施策の重要度が高く、満足度は低い」という分析結果が出ているところであり、市民の皆様が切望されている事業であると認識しております。このため、一般会計、特別会計の区別なく下水道事業を本市の重要施策の一つと位置づけ、また平成30年度までに市街化区域内を整備するという明確な目標を掲げ、下水道の普及拡大に努めているところでございます。

一方、下水道事業は先行投資型の事業でありますので、整備途上におきましては御指摘

のとおり地方債発行残高も上昇していくこととなりますが、このことにつきましては、人口密度の高い地域の優先整備による償還財源の効果的な確保や新技術の活用等による一層の工事コストの縮減などにより、可能な限り投資効率を追求し、公共下水道事業特別会計を運営してまいりたいと存じますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、各担当部長より答弁いたさせます。

副議長（行重 延昭君） 25番。

25番（田中 健次君） 新年度予算編成方針というのが示されて、これから具体的な予算編成作業に入って、今、真っ最中という形で、年が明ければ、市長査定だとか、そういう形になると思いますので、考え方の面として、幾つか要望だけ、この場で述べさせていただきたいと思います。

一番最初の市民生活に関連する予算については、この議会の中、同僚の大村議員からもいろいろ要望がなされました。そういう声が強いということをもとよく認識いただいて、今後の編成作業に当たっていただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、市制70周年との関連ということでは、やはり防府市が単独でやっていると、例えばことし初めに財務部長、それから市長はじめ、各地区懇談会を回られて、財務部長が防府市の税収は底がたいものがあると、そういう意味で単独でも十分やっているとされましたけれども、そういう言葉だけではなくて、それを具体的に形にあらわして理解してもらおうと。そういうものが、この市制70周年の節目の年の一つの事業をそういうふうにするというのか、そういうような形で一つの機会として有効に考えると、こういうふうにはぜひ考えていただけないだろうかということでございます。

それから、新たな行政課題については、先ほど後期基本計画の策定とあわせていろんなものを考えられているということですが、少し私の方から要望として言っておきたいことは、1つは環境行政について、環境基本計画が今年度完成いたします。よく言われることは、立派な計画ができて、後、それを実行するかということが言われるわけですが、ぜひ新年度、これを具体化するようなものを、環境の問題は、今、地球温暖化とか非常に関心が高い問題です。そういうものに防府市がいかに関与するかということが、防府市の行政がいかに関与して活動しているかということをも市民にもアピールするわけですし、それからまた市の職員の中でも、緊張感というのか、そういうものが生まれてくるわけでありたい。

同じように次世代育成対策、あるいは行政の透明化、市民との協働ということで、当然こういうことは後期基本計画にも盛り込まれるでありましょう、例えばパブリックコメント制度、あるいは自治基本条例、それから情報公開ということでいけば、現在は意思決定

段階での情報公開というのをしておりません。意思決定段階の情報は公開しないというのがあれですけれども、そういうものの情報公開。具体的には、例えば計画の素案ですね。素案の段階で市民にそれを公表して意見をもらう。こんなようなことがこれからの行政課題ではないかと思しますので、そういったものについて、担当課からそういうものが上がってこない、査定をされる市長さんの方でもしにくいのかもかもしれませんが、前向きにそういうことを取り組んでいただきたいというふうに要望しておきます。

それから、公共下水道特別会計ですが、数字的なことを1つ、最初に申し上げます。下水道会計の方は、先ほど壇上でも言いましたけれども、平成元年から16年の間に82億円から191億円という形で、109億円、市債残高が増えました。82億円が191億円ですから、2.3倍になったわけであります。

他方、一般会計の方ですけれども、これも随分市債の残高が増えております。国の政策にも関連するわけですが、平成元年から16年の間に259億円から401億円になっております。増えたのが142億円で、しかし、これはさっきの公共下水道会計ほど、指数というのか、伸び率でいくと伸びておりません。1.5倍の伸びであります。

一般会計と下水道会計の市債の割合を比較してみますと、平成元年には一般会計が259億円、公共下水道が82億円ですから、公共下水道と市債の割合を比較すると、一般会計の32%が公共下水道であったわけであります。平成16年でいくと401億円と191億円ですから、一般会計の48%の数字に増えてきております。

今のような形で平成30年度まで増やしていけば、毎年5億円で市債残高が増えれば、65億円増えると。一般会計は、去年、ことは増えておりません。そういう形で運営がされて変わらないとすれば、13年後、401億円と256億円になって、今度は64%のウエートになるということで、公共下水道の借金の残高の伸びというのが、こうやって見ると異常な数字であって、また、これから先もそれを継続しようとしているということになるわけであります。この辺について、じゃあ、どういう手法でこれを減らすのかということについては、私もまだ研究不足で、この場で具体的に申し上げるほどにはなっておりませんが、総枠としてこの辺の予算のあり方については考えなければならぬんじゃないかと、こういうふうに思うわけです。

そういう意味で、特別会計は一般会計に準じて見積もりということになっておりますけれども、一般会計に準じて見積もりということになると、投資的経費は18年度は17年度の枠の中でということになりますので、相変わらず5億円ぐらい借金が増えるということになりますので、この辺について、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

最近、下水道についてはかなり、いわゆる下水道神話というものが崩壊しつつありま

す。平成10年に行政監査庁は、当時の建設省、農水省、それから環境省に対して、合併浄化槽、それから農業集落整備、それと公共下水道、その関係をもう少しきちっと詰めるというようなことも言っておりますし、インターネットで環境省のホームページを見ると、公共下水道はどんどん市債が増えて困ったもんだと。合併浄化槽を有効活用しろなんていうことが これは国土交通省の方のホームページには出ておりません。環境省の方のホームページには出ております。そういうところも今後、見て、研究していただきたいというふうに要望して、この項については終わります。

副議長（行重 延昭君） 次は、介護保険について、執行部の答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） では、御質問の第3期介護保険事業計画の策定の進捗状況についてお答えいたします。

まず、今回の介護保険の見直しでは、2015年の高齢者介護の姿を念頭に置いた長期的な目標を立て、制度の持続可能性の確保、明るく活力のある高齢社会の構築等を基本的視野として制度全般の見直しが行われました。

この制度全般の見直しを受けまして、第3期介護保険事業計画は、平成26年度 これは第5期介護保険事業計画の最終年度になりますが の目標に向けて、そこに至るまでの中間段階に位置づけられるものでございます。

第2期介護保険事業計画との主な改正点といたしましては、平成26年度の目標設定をすること、日常生活圏域を設定すること、老人保健福祉計画と一体性を持つこと、計画期間が平成18年度から20年度までの3年間になったことなどが挙げられます。

御質問の第3期介護保険事業計画の策定状況ですが、第2期介護保険事業計画を見直しつつ、介護予防の推進、認知症ケア対策の推進、地域ケア体制の整備を念頭に置いて、地域社会全体が高齢者を支援し、できる限り住みなれた地域や家庭で最期まで安心して暮らせるような社会づくりを目標に、11月にサービス見込み量、保険料の仮設定等をし、防府市高齢者保健福祉推進会議に諮りながら計画策定作業を鋭意進めております。

なお、スケジュールにつきましては、平成18年1月の介護報酬改定等により、2月に保険料を設定し、これに伴い3月議会には条例改正をお願いする予定にいたしております。

次に、地域包括支援センターについてお答えいたします。

この地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で継続して安定した生活を送るために、介護保険のサービスを中核として、保健、医療、福祉の専門職相互の連携やボランティアなどの住民活動も含めた連携によって、地域のさまざまな資源を統合した包括的なケア これを地域ケアと申します を提供することを目的とした、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として位置づけられるものでございます。

地域包括支援センターの設置につきましては、おおむね人口2万から3万人に1カ所で、人員配置基準といたしましては、1つ、保健師または地域ケア、地域保健等の経験者である看護師、2つ、社会福祉士、3つ目、主任介護支援専門員を各1名ずつの職員配置が目安となっております。

本市においては、おおむね3万人に1カ所とすれば、設置箇所数は4カ所となります。しかしながら、人員配置の必置条件である3職種の確保が短期間では困難なこと、業務量や運営財源等を考慮した結果、当面の体制としては直営方式で、設置箇所数は1カ所、設置場所は市役所内と予定いたしております。

ただし、将来的には日常生活圏域ごとに1カ所設置し、各センターが各エリア内で最も効果的・効率的に機能を発揮できるよう、新予防給付の対象者の増加や財源等を考慮しながら、専門職の配置の拡充等を含め検討してまいりたいと考えております。

スタッフ体制といたしましては、地域で培ってきたノウハウやデータを生かして、継続的なケアが可能である等のメリットを勘案して、既存の地域型在宅介護支援センターや社会福祉事業団の職員を派遣職員として、保健師等3名、社会福祉士3名、主任介護支援専門員2名の計8名と、新たに嘱託職員として雇用します介護支援専門員等5名とパート事務員1名の合計14名の体制で実施する予定といたしております。

また、本市の職員につきましては、地域包括支援センターの運営に関する指導・支援や介護給付費請求事務等に関すること、地域包括支援センター運営協議会の事務に関すること等の業務にかかわり、センター長1名、保健師2名、事務吏員1名の計4名を予定いたしております。

次に、地域密着型サービスについてお答えいたします。

この地域密着型サービスにつきましては、認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住みなれた地域で生活できるようにするという観点から、原則として日常生活圏域内のサービス利用及び提供が完結するサービスとして創設されました。

主な特徴といたしましては、原則であります。所在市町村の住民の利用のみが保険給付の対象になることや、保険者たる市町村がサービス事業者の指定、指導監督権限等を有することが挙げられます。

御質問の小規模多機能型居宅介護と夜間対応型訪問介護ですが、まず小規模多機能型居宅介護でございますが、基本的な考えといたしましては、通いを中心として要介護者の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスとされております。通いを中心とすることで、高齢者の

生活リズムをつくるとともに、社会との接点を維持し、また、本人のみならず家族にとっての安心感につながり、自宅での生活継続を可能とすることをねらいとしたサービスとなっております。サービス利用対象者といたしましては、主に認知症を有する比較的日常生活動作の自立した方が利用者として想定されております。

また、夜間対応型訪問介護でございますが、夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせ、包括的にサービス提供を行うサービスとされております。サービス利用対象者といたしましては、現行の訪問介護の深夜及び夜間・早期加算利用者のうち、主に要介護3以上の利用者が対象になると想定をされますが、本市の場合、国が想定する安定的な運営のための見込み数を下回っていることから、事業参入を行う事業者があらわれるか懸念をしておるところでございます。

以上です。

副議長（行重 延昭君） 25番。

25番（田中 健次君） 御丁寧な御回答、また、内容的にも私の意を酌むような御回答が多々あったということ、最初にお礼申し上げます。

介護保険の問題は、一般質問の1日目に山下議員が、来年4月からの制度改正に向けて、今、焦眉の課題であるということで質問されました。大分ダブる部分もありますので、その辺については省きたいと思います。

再質問の1つ目ですが、第3期介護保険事業計画に関してですけれども、保険料の基準額がどれぐらいになるのかということ、ちょっと今時点でわかれば、大筋の数字をお示ししたいと思います。

と申しますのは、大体、国全体で発足時、介護保険の年間介護給付費は3.2兆円ぐらいであったわけです。毎年増え続けて、現在、その倍の6兆円程度の介護給付費が今、年間かかっている。大体毎年10%、この給付費が増えておりますので、3年目の改定ですから、単純にいけば30%ぐらいアップが考えられると。

前回の保険料改定、防府市は、基準額で比較すると、第1期は2,869円だったものが、第2期 今の期ですが、3,725円と、856円アップ、率にすると30%、アップをしております。今回は制度改正で、例えば壇上で言いましたホテルコストなんか、1人二、三百円、保険料を下げる効果があるというふうにも、ちまたでは言われておりますが、そういうことで3割までいかないにしても、どれぐらい上がるのか、二、三割上がるのではないかとと言われておりますけれども、どうでしょうか。この辺について御回答を、まずお願いします。

それから、介護保険計画の第3期の策定に当たって、目標値として、国が参酌標準という形で、要介護認定者数、要介護2から5の人に対する施設居住系のサービスの利用者の割合、2から5の人が施設だとか居住系のサービスを利用する割合を41%から37%以下へ下げると、約1割下げるということを一つの目標にしております。施設に入る人を少なくするということですね。

それから、入所施設利用者全体に対する要介護4、5の割合　つまり重度の人ですね、5が最高になりますから　重度の人の割合を59%から70%以上にすると。こういったような参酌標準という目標を出しております。

あるいは、介護保険3施設の個室が現状12%ですけれども、個室化、ユニット化を進めて50%以上にすると。個室化、ユニット化になると、例のホテルコストの関係で、今度かかる費用が増えてくるわけですけれども　負担がですね、そういうことを考えております。この辺について防府市のこういった目標数値の考え方はどうなのか、これが再質問の2つ目です。

それから、地域包括支援センターについては、運営協議会の構成について質問しようと思いましたが、山下議員の質問で既に御回答いただいておりますので、省略いたしますし、将来的に4カ所に増やしたいというような市の考え方も示されましたので、それを積極的に評価しておきたいと思えます。

ただ、地域包括支援センターは、介護認定の申請だとか、ケアプランの作成・点検にかかわる、そういった施設であります。これまでは民間のそういう福祉施設などに任されておりましたが、今回は直営でいくということで、本当に必要なサービスがあるんだけども給付費削減というようなノルマに追われないように、この辺についてぜひ、そういうことがあってはならないと思えますので、こういうことがないように要望しておきますし、そのための運営協議会の構成は、民主的な選出をしていただきたいということを要望しておきます。

それから、地域密着型サービスについて再質問ですが、小規模多機能居宅については、どの程度の数を考えているのか、要件、基準ということがまず1つ。それから、要件、基準を満たせば、それを認めるのか。今度は県じゃなくて市町村がそれを決めるわけですから、サービスを制限するためにそれを抑えるということがあるのかどうか、これをひとつお伺いしたいと思います。

それから、夜間対応型についてはなかなか、確かに人口30万人ぐらいが一つの、国が言っているあれですけれども、しかし、業者があれば市は対応するのかどうか、その辺について市のお考えをお聞きしたいと思います。

副議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） では、御質問の第1点目、介護保険料の件でございますが、これは先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、介護報酬の改定が平成18年1月に予定をされておりますので、現時点ではお答えしかねます部分がございますので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。

第2点目の、いわゆる今回の計画の見直しの中で、介護保険3施設利用者の重度化への重点化等ということでしたが、第2期介護保険事業計画との改正点の1つであります平成26年度の目標値の設定ということで、要介護2以上の方に占める介護保険3施設等のサービス利用者の割合が、現状の割合の1割以上下がるような目標値の設定をいたしております。

また、介護保険3施設のサービス利用者が将来的には要介護2以上の方で占めるようになり、その利用者全体に占める要介護4以上の方の割合を70%以上となるような目標値の設定をしております。これで計画を策定しております。

また、今回の制度改正の特徴であります予防重視型システムへの転換ということで創設されました新予防給付の実施に当たっては、新予防給付を提供した要支援者の10%について、また、要介護2以上への移行防止を見込み、地域支援事業の実施に当たっては、実施者の20%について要支援・要介護状態となることの防止を見込んで、それぞれの目標により計画を策定いたしております。

次に、小規模多機能型居宅介護についてでございますが、今現在、小規模多機能型居宅介護につきましては、平成18年度につきましては、1圏域に2事業所を念頭に計画を策定しております。前回山下議員さんの質問に対する答弁で1圏域に1事業所と発言いたしておりますが、正確には2事業所でございますので、おわびをいたしまして訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

御質問の事業者数の制限ですが、基本的には制限ということは考えておりません。国が定める事業者指定基準を満たせば、指定していくことになると考えております。ただし、市町村において地域の実情に応じて一定の範囲内で事業者指定基準を変更することも可能ということになっておりますので、国から示される指定基準の内容によっては独自の事業者指定基準の検討の余地があり、その中で何らかの縛りが出てくる可能性はございます。

次に、夜間対応型訪問介護についてでございますが、これは基本的には小規模多機能型居宅介護と同じでございます。

以上です。

副議長（行重 延昭君） 25番。

25番(田中 健次君) 保険料については、もし1期から2期に上がるのと同じ程度、850円ぐらい上がるというふうになれば、今度は4,600円というような数字になります。そういう形でいけば当初と比べて随分負担が増えてくるわけですから、これは山下議員も要望されましたけれども、保険料段階の細分化という形、こういうものが認められております。防府市は新年度、今の5段階を6段階にするということですが、7段階ということも法的に可能ですので、こういったこともぜひ検討いただくように要望しておきたいと思います。

それから、いろんな福祉の施設の目標値の関係ですが、国がそういう方向を示して、言葉は、よく言えば施設から地域へということになるわけですが、施設から出てくださということが進んでくるわけです。施設の総枠というものがある程度決められてくるわけですが、市町村がどのサービスに重点を置いてやるかは、これは自治体の裁量になるわけですね。そういう中ですので、所得の少ない人でも安心して利用できるような施設の設置という形、そういうことをぜひ考えていただきたい。そういうことでいけば、特養であるとか、あるいは認知症型のグループホーム、こういったものの整備をお願いしたいと思います。

それから、地域密着型サービスについては、要するに今度のそういうものは、住みなれた地域での生活を24時間体制で支えるという、そういう介護保険の理念が少し具体化したものという形でこれは評価できるわけですが、しかし、考えなければいけないのは、国は予算削減という形で今度の介護保険法の改正をしているわけです。そのせめぎ合いになるわけですから、十分な体制がない中で施設から地域ということが進めば、また、家族に介護の責任を押しつけるという形に逆戻りするということもありますので、ぜひこの辺もよく考えて施策展開を図っていただきたいと思います。

根本的には、保険制度で介護を始めたということ、介護福祉じゃなくて介護保険で始めたという国の施策の誤り。それから、措置じゃなくて応益にしたということ。それから、財政の問題でいけば、防府市が2000年からスタートしたときに、これまでの高齢者福祉から介護保険にして、当時の議会の答弁でいくと1億6,000万円、市の負担が減ったと。あと、3,500万円ほど新たに高齢者の施設を追加したけれども、介護保険の導入で1億2,500万円ほど市の負担が減ったと。こういうふうにあらわれているように、介護保険にはやはり根本的な矛盾があるということを述べて、この項の質問を終わります。

副議長(行重 延昭君) 介護保険については終わりました、次に国民健康保険について。生活環境部長。

生活環境部長(三谷 勇生君) それでは、国民健康保険の短期被保険者証、資格証明

書の交付に関する御質問についてお答えいたします。

御承知のように国民健康保険事業は相互扶助の精神に基づき運営され、その根幹をなすものは、被保険者の皆様が所得や人数に応じて平等に納められる保険料でございます。したがって、保険料納付につきましては、負担の公平性及び財政安定の観点から、納期限を過ぎても納付されない被保険者に対し督促や催告を行い、納付をお願いいたしておるところでございます。さらに、納付相談のお知らせを送付するなど、事情により納付困難な方の相談を受けられるように努めておるところでございます。

しかしながら、一定期間を超えても納付されず、あるいは連絡もいただけない被保険者に対しましては、直接接する機会を確保し、納付改善への機会を増やすため、法に基づきやむを得ず短期被保険者証、資格証明書を交付するものでございます。

お尋ねの交付状況でございますが、平成11年度から要綱を制定し交付を開始しており、ことし10月1日現在で、短期被保険者証が約750世帯、資格証明書が約360世帯となっております。これらは4月1日現在より、資格証明書では約80件改善されており、交付による効果があらわれているものと考えております。

今後とも、悪質な滞納には法に基づき厳正に対応していくこととしていますが、一方で納付したくても納付できない被保険者の方々が納付相談を受けやすくなるよう、なお一層努めてまいり所存でございます。

続きまして、レセプト開示等の御質問についてお答えいたします。

最初に、開示についてのお尋ねでございますが、昨今の個人情報の適正な管理等の問題もあり、以前、国・県より要綱・要領作成の上対応するよう通知がございました。本市も現在、それに基づき事務を行っております。県内他市もおおむね同様となっており、要綱・要領で十分対応できるものと考えております。

次に、レセプトの審査結果による高額査定通知でございますが、これにつきましては、審査支払機関である国保連合会の要領で県下ほぼ同様に行われているところでございます。この事務の大まかな流れは、次のとおりとなっております。

まず、国保連合会が全レセプトを審査いたします。その結果、被保険者の負担が1万円以上の過払いとなった場合に、市へ通知がございました。それをもとに市は当該医療機関に対し被保険者へ内容を通知してよいか打診するわけでございますが、結果として医療機関からの回答で了解が得られた場合のみ被保険者へ通知しているものでございます。

なお、金額が1万円以上となっておりますのは、先ほど申し上げましたように国や県による指導により国保連合会の要領で対象金額を規定しているためでございます。

今後とも保険者として適正に事業を運営していく所存でございますので、御理解を賜り

ますよう、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 25番。

25番（田中 健次君） 質問を手短に2点ほどしたいと思いますが、1つは、資格証明書を発行している方の受診率ですね。医療機関へかかる割合とといいますか、一般の人とこのか、そうでない人との比較で、データがあれば、それを示していただきたいと思います。

それから、さっきのレセプト点検の結果の、いわゆる過払い問題と言われる、1万円を超えるそういった通知が、最近の年度、例えば16年度で言って、何件、何万円ぐらいあるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

生活環境部長（三谷 勇生君） それでは、1番目の被保険者の受診件数と受診率につきましてお答え申し上げます。

平成16年度の一般被保険者の受診件数は20万3,540件で、年間平均被保険者数が1万8,746人、受診率は1,087.8%でございます。確認できます資格証被保険者の受診件数は29件で、受診者数は12人、資格証の方の人数が435人で、受診率は6.7%でございます。そのため、資格証被保険者の方の受診率は一般被保険者の約160分の1になります。

なお、一般被保険者の受診者数につきましては、まことに申しわけございませんが、調査した数字はございません。

また、短期被保険者の方につきましては、保険証の有効期間に違いがあるのみで、レセプトが審査支払機関に一般の被保険者の方と一緒に提出されてまいるため、分類することが不可能でございますので、御了承賜りますようお願い申し上げます。

また、1万円以上の件数につきましてでございますけれども、16年度のレセプト高額査定通知の件数につきましては、病院から直接本人に還付等される件数を除きまして、被保険者へ通知している件数は10件で、過払い金額は約24万7,000円となっております。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 25番。

25番（田中 健次君） 最初の資格証明書の方の受診率は、そうすると100分の1以下、200分の1まではいかないですが、それに近いぐらいの受診率という形になるわけですね。そういう形でほとんど、資格証明書を発行するということは、医者にかかるということが難しくなるという形、医者へ行きたくてもいけないような状況をつくり出し

ているんじゃないかと思います。もちろん本人が払わないということに問題があるわけですが、しかし、そういう形を続けるということが適切なかどうか、国保制度の信頼をなくして国保から離脱をする、そういう傾向をむしろ促進するのではないか。きちっと医療機関にかかっていたら、かかっていたらということが大事でしょうと、そういう形でぜひ保険料も払ってくださいと、こういう形で進めていただきたいと思います。

それで、先ほど義務規定に変わったと言いましたけれども、こういうことは執行部の皆さんはよく御存じですが、私も不勉強でこういうことは割と比較的最近知ったんですが、「何々しなければならない」というのは、これは法令用語で作為の義務を示すと。「何々するものとする」というのは、こういうふうに書いてあります。「作為の義務だが、若干の含みを持たせて一般の原則や方針を示す場合に用いる」ということです。今回の場合には、何々するものとするという形ですので、この辺について、資格証明書の発行については慎重に対応して、ひとつ個別の事情をよく配慮していただきたいと思います。そのことを強く要望しておきます。

それから、レセプトの過払いの問題ですが、10件で24万円という形で、金額的には少ないんですが、答弁の中でありましたように、病院の方が自主的に返納されているのもどうもあるようなので、そういう形で進めばこの問題はもっとスムーズにいくのではないかと思います。やはり被保険者の市民としては、取られたままというのは何か関心のあつ、非常に問題ですので、この辺、今、県全体で1万円という形になっておりますから、県レベルで1万円を下げるということがどうなのかということ、担当者会議というのか、そういう場にぜひ、上に上げていただいて、検討いただきたいと思います。市民とすれば、時々返ってくるレセプトと領収書を見てその金額を計算して、それをすれば比較ができると、自主的にこちらで計算ができるということになるわけですが、なかなかそういうことはできませんので、ぜひこの辺についても要望して、私の質問を終わりたいと思います。

副議長（行重 延昭君） 以上で、25番議員の質問を終わります。

ここで、3時15分まで、10分間ほど休憩をいたします。

午後 3時 2分 休憩

午後 3時15分 開議

副議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、24番、山根議員。

〔24番 山根 祐二君 登壇〕

24番(山根 祐二君) 公明党、山根祐二でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

前回の9月議会一般質問におきまして、私は市有施設のアスベスト対策についてお尋ねいたしました。その際、執行部より答弁いただきました内容は、疑いのある74カ所の分析検査を分析機関において行う。その結果、露出面にアスベスト類等が確認された場合、撤去または適切な維持管理を行うということでした。

その後、本市ではアスベスト含有率検査を行い、石綿類含有率が1%を超え、石綿障害予防規則に基づく石綿含有製材等としての適用の対象とされたものが9施設11カ所確認され、10月28日、発表されました。その中で一般市民が立ち入れる場所であったのは、華城公民館集会室、中関公民館集会室、新田公民館玄関ロビー、同集会室、西浦公民館玄関ロビー、同集会室の6カ所でありました。

市は早速、10月29日から施設の使用禁止を決めております。そして、11月1日、2日、これら各施設の大気中の浮遊量調査を行っております。その結果、大気1リットル中の石綿繊維数は1.2本から0.5本検出し、大気汚染防止法による許容基準の1リットル当たり10本を下回っており、市当局は、使用しても差し支えないとの理由で各公民館へ通達し、施設の利用は11月8日より再開しております。当然、除去作業を行うまでの措置と考えますが、利用者の健康被害に対する影響が危惧されます。

この許容基準について、2005年9月、読売新聞の記事に次のようにあります。

「アスベスト被害が労災を超えて公害問題としての様相を見せる中、環境省はこの秋、10年前に打ち切っていた発生源周辺を含めた大気中のアスベスト濃度の測定を再開する。1989年にアスベストは特定粉じん指定され、大気汚染防止法施行規則第16条の2により、これを出す工場の敷地境界基準が大気1リットル中10本以下と定められた。これは、世界保健機構(WHO)が1986年に、都市部の一般大気中の濃度は1リットル中1本から10本で、健康へのリスクは著しく低いとしたことから決められたものだ。

しかし、90年代に入ると環境政策に環境リスクという新しい考え方が導入された。中央環境審議会は96年、有害大気汚染物質について、一生涯人間が吸い続けたときに10万人に1人健康影響が出るかもしれないというレベルで環境目標値を定めるよう答申。早大理工学部の村山武彦教授は、一般大気1リットル中1本のアスベスト濃度では、生涯死亡率は1万人に1.7人と算出する。リスクは、現在の環境政策でとられている10万人に1人に比べて、1けた高いことになる。同教授は、敷地境界基準の数値を見直すとともに、一般大気についても、特に発生源周辺については何らかの基準を設けるべきだと主張する。健康リスクの評価の第一人者、内山巖雄京大大学院工学研究科教授も、敷地境界

基準の数値は見直す必要があると述べる」。

以上が新聞記事の一部であります。

私は、調査結果の新聞発表の後、4カ所の公民館で集会室等の大気中浮遊調査方法について聞いてきました。測定場所は立入禁止とし、窓を閉め、一定時間測定器で空気を吸い込み、測定するそうです。しかし、実際に市民が使用する場合は、多くの人が入室し、移動し、声を出し、振動もあります。対象となった施設の中に管理人さんが宿直されている公民館もあります。つまり、さっきの4公民館での調査結果で大気中のアスベスト浮遊量が許容基準以下であったから使用しても差し支えないとした当局の判断は適切であるのかどうか。それとも、除去作業開始まで、使用禁止、あるいは応急的にでも飛散防止措置をするべきではないか。当局のお考えをお尋ねいたします。

次に、就職支援についてお尋ねいたします。

防府公共職業安定所、いわゆるハローワーク防府には、1日に100人前後の人が就職の相談に訪れております。掲示板にある求人情報のみを見る人を加えると、1日に150人以上の人が職を求めて訪れております。職員の方に伺いますと、防府市はカネボウの撤退もあり、年末にかけて関連会社の雇用が終了するという人も多いようです。

ハローワーク防府発行の月報9月分を見ますと、月間有効求職者数は2,310人で、そのうち就職できた人は231人、10%です。年齢別求人倍率は、45歳以上0.79、50歳以上0.42、55歳以上0.25と、極端に下がってきます。

また一方で、これは全国的ですが、仕事にも学校にも行かず、職業訓練も受けていない、ニートと呼ばれる若者の増加が深刻な問題になっています。また、若者に職業情報を提供したり、就職先を紹介するジョブカフェも利用者に大好評で、ことし6月末までに約6万8,000人が就職を勝ち取っています。

他の自治体の例を紹介しますと、佐賀市のジョブカフェでは、ハローワークのような職業紹介だけでなく、適職診断や職場体験などの情報を若者に無料で、就職が決まるまで支援を行うそうです。福岡県古賀市では、本年6月、市役所内に無料職業紹介所を開設し、民間のキャリアカウンセラーが面接の受け方や履歴書の書き方などを指導します。開設日は、毎週月・水・金曜日だそうです。埼玉県上尾市では、これまで高齢者対象の職業相談を行っていたが、公共職業安定所と連携して若年者をも対象の相談室とした。パソコンで条件に合う職業を検索でき、職安の職員が派遣されています。

本市では、気軽に相談できるジョブカフェ、また全年齢を対象にした相談所を本庁内に設置してはいかがでしょうか。

次に、行政サービスの向上についてお尋ねいたします。

現在、本市では、住民票や印鑑証明書の交付を受けるには、月曜から金曜までの開庁時間に市役所へ出向かなければなりません。そのため、仕事を持つ市民は、昼休みを利用したり、家族に依頼したりしております。しかし、そういった方法もとれず、大変不便を感じている人も少なくありません。住民票、印鑑証明書を時間外でも休日でも交付できる自動交付機を設置している自治体は全国に230カ所以上あり、山口県では、1994年に旧新南陽市、2001年に光市、2002年に下関市が設置しており、市民から喜ばれております。窓口の待ち時間短縮や効率化にも寄与することと考えます。本市が進めております行政改革にも関連し、行政のIT化は時代の流れであり、ぜひ早急に本庁に自動交付機の設置をしていただけないでしょうか。

次に、国民健康保険証のカード化について質問いたします。

厚生労働省は、健康保険等の被保険者証について、利便性などを向上させる観点から、平成13年4月、国民健康保険法施行規則の改正により、世帯単位の交付から、個人単位で交付するカード様式を導入いたしました。既に政府管掌健康保険においては、平成16年4月から全員カード化へ、市町村国保においても年々カード化実施の流れが進んでいると伺っております。市民の皆さんからも、カード化を希望する声が高まってきております。

そこで、健康保険証の県内における取り組み状況、あわせて本市のカード化実施に対する考え方、検討状況についてお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 24番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、市有施設のアスベスト対策についての御質問にお答えいたします。

6月末にアスベスト製品製造工場で作業歴のある作業員等に健康被害が発生していることが全国的に報道され、大きな問題となっております。私は常々、市の施設、とりわけ市民の皆様にご利用していただく施設は、すべての方に安心して利用していただける安全な施設でなければならないことは当然のことであると考えており、報道された直後に市有施設のすべてを対象に、吹きつけ建材中にアスベストを含有するものはないか調査を行うことを決め、調査方法を検討し、直ちに実施するよう指示したところでございます。

これにより7月中旬から全施設の調査を開始し、その後、吹きつけ建材中にアスベストを含有する疑いのあるものは検査機関で含有検査を行い、含有が判明した施設につきましては、さらに大気中の浮遊量調査を実施したところでございます。

この検査の結果を踏まえ、吹きつけ建材でアスベストを1%以上含有していることが確認された施設につきましては、速やかに除去できるように予算等の事務手続を行っているところでございます。

なお、公民館の利用につきましてはの判断についてですが、市といたしましては、アスベストの含有が確認された施設におけるアスベストの大気中の浮遊量調査において、すべての施設が大気汚染防止法による許容基準以下であったことや、アスベストの含有量が少量であること、そして市民の多くが施設の利用を望まれていること等を考慮し、吹きつけ建材の除去作業に着手するまでの間、利用していただけるようにしているものです。

現在、アスベストを含有している吹きつけ建材の除去のための事務作業を行っておりますが、全国的にアスベストの除去工事が多く発注されており、アスベストを除去できる業者がどのくらいの期間で作業が終了できるのか不透明な部分もありますが、本年度中にはすべての対象施設の吹きつけ建材を除去したいと考えております。

しかしながら、やむを得ず除去作業に長時間を要する場合には、議員御指摘の点を踏まえ、現行の措置について再度検討してまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、1日も早く施設を安心して利用していただけるように努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

残余の御質問につきましては、各担当部長より答弁いたさせます。

副議長（行重 延昭君） 24番。

24番（山根 祐二君） 先ほど壇上で4カ所の公民館についてお尋ねいたしましたけれども、ほかにも、市役所バイク倉庫、諏訪屋排水機場ポンプ施設、中関ポンプ場ポンプ室、市営住宅吉敷団地浄化槽機械室などにもアスベストが使用されているということが確認されております。これらの除去作業もあわせて速やかに実施されることをお願いいたします。

先ほど市長の御答弁にも、アスベスト除去業者には多く発注が集中しており、その時期については多少変動があるかもしれない、しかしながら、本年度中にはすべて撤去したいと、する予定であるということのお話がありました。

施設の使用を当局が再開するとしたことの原因に、再開しても利用する期間が短い、また、速やかに除去することになっているとあります。使用禁止にすることは一番簡単なやり方ですけれども、市長も言われたように地元市民の要望もあるということで、その辺のところは市民の理解を得ながら進めないと難しいところじゃないかなと、こちらも推察いたします。長いこと今の状況で放置することがないように、地元市民の要望を考慮しつつ、しかしながら、安全な使用ができるよう配慮をお願いして、この項の質問は終わります。

副議長（行重 延昭君） 次に、就職支援について。産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 就職支援についてお答えいたします。

最近の経済情勢は製造業が景気回復の牽引役となって一部明るい兆しも見られるところですが、防府市の求人状況につきましては、本年10月の月間有効求人倍率は1.02で、また常用の有効求人倍率は、45歳から59歳は1倍を切っておりますが、29歳以下は1.11となっているところです。

さて、若者の就職問題でございますが、若者を取り巻く雇用情勢は厳しい状況にあり、この状態が続けば若者の職業能力が備蓄されず、高齢化が進展する中において生産能力の低下を招き、経済基盤の崩壊といった社会問題にまで発展すると危惧されているところです。このような状況を踏まえ、国は平成15年に若者自立挑戦プランを策定し、その中で中核的施策に位置づけられたジョブカフェは、地域の実情に合った若者の能力向上と就職促進を図るため、若年者が雇用関連サービスを1カ所でまとめて受けられるようにしたワンストップサービスセンターであり、県内では平成16年4月に新山口駅前に山口県若者就職支援センターYYジョブサロンが設置され、若者の県内就職を促進しております。

御質問の若年者を含む全年齢を対象としたジョブカフェ、あるいは相談室の本庁内への設置についてでございますが、市役所の近くにはハローワーク防府があり、またサンライフ防府の中においてはハローワーク防府が高齢者職業相談室を常設しており、就職支援体制は整っていると思われまますので、本庁内へのジョブカフェなどの設置は考えておりませんが、YYジョブサロンや高齢者職業相談室などの就職支援につきましては、市広報やホームページなどで市民に周知を図ってまいりたいと存じます。

なお、カネボウ関連の離職者に対する就職支援でございますが、国 ハローワーク防府でございますが、山口県、防府市、防府商工会議所等が連携し、県事業として本年6月、7月には、専門カウンセラーによる臨時就職相談、就職支援 キャリアカウンセラーでございますけれども を、また8月からは、雇用セーフティーネット、キャリアカウンセリングを実施しております。今後もハローワーク防府と県等関係機関と連携し、タイムリーな就職支援を図ってまいりたいと存じます。

副議長（行重 延昭君） 24番。

24番（山根 祐二君） 県が行っております臨時就職相談などもあるというような御答弁でありましたので、その辺の情報については、広く告知していただきたいと思っております。

答弁の中で、タイムリーな就職支援を実施していくということでありましたが、具体的にはどのようなことをお考えでしょうか。

副議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今後、タイムリーな支援をとということなのですが、県の事業として行います雇用セーフティーネット、キャリアカウンセリングを来年3月まで継続して行います。さらには、年が明けてでございますが、1月から3月にかけて、出前就職キャリアカウンセリングを臨時的に防府市で開催いたします。また、これは国の方になりますが、ハローワーク防府では、この12月から3月にかけてアシストハローワークを開催されることとなっております。特に、年が明けましての1月から3月までの間は、毎週月・水・金、週3回の就職相談を予定しております、もちろんサンライフ防府で開設しております高齢者就職相談も同時に実施していく、そういった支援体制を組んでおります。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 24番。

24番（山根 祐二君） 壇上で申しました他市の例というのは、多くは若者への支援であり、少子高齢化を担う彼らへの対策は、非常に重要なものといえます。先ほど答弁の中でワンストップサービスセンターであるYYジョブサロンという御紹介もありましたけれども、防府市ではありませんけれども、そういう紹介も積極的に行っていただきたいと思うものであります。

厚生労働省がニート対策の新たな目玉として、本年6月にスタートさせました若者自立塾というのが注目されています。若者自立塾は、長い間、教育訓練も受けずに仕事につくことができないでいる若年者が対象で、3カ月間の合宿による集団生活で基本的な生活習慣を体得し、労働体験などを通じて社会人として必要な能力を身につけ、働くことへの自信と意欲を高めることが目的です。これらの支援策も先ほどのいろんな政策とあわせて、広く市民へ知らせていただくことをお願いいたします。

また、地域活性化のためにも、就職支援は避けて通れない問題であります。国・県と連携し、防府市の現況を把握しながら、行政にできることを積極的に進めていただくことを強く要望して、この項を終わります。

副議長（行重 延昭君） 次に、行政サービス向上について。生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） それでは、お答え申し上げます。

住民票の写し等、各種証明書を自動交付機の設置により土日、祝日を含めた時間外でも交付ができるようにしてはどうかという御質問でございますけれども、この自動交付機の運用をするに当たりましては、各種証明書を申請する方が、その本人であることを機械が認証するためのカードが必要となってまいりますことは、議員御案内のとおりでございます。

議員さん御指摘のとおり、県内では、取り扱い品目は多少違いますけれども、下関市、光市、周南市が設置しておられます。カードの仕様は市によって異なりますが、希望される市民の方々に市民カードを交付し、その方本人が自動交付機にカードを差し込み、暗証番号を打ち込むと各種証明書が申請できるという仕組みになっております。

防府市におきましても、平成15年度の住民基本台帳ネットワークの本格稼働と同時に運用を始めました住民基本台帳カードについて、運用開始以前にその多目的利用を研究・検討する中で自動交付機導入も検討いたしましたけれども、機器本体の導入経費が高額なこと、住基カードを使った自動交付機の稼働率を上げるためには、住基カードの普及率が高くなる必要があることなどから、見送られた経緯がございます。

同様の経緯で、住基カードを使った自動交付機は、現在、ごく限られた自治体のみでの稼働となっております。

今後、行政サービスの面から考えますれば、将来的には自動交付機の導入は必要と考えておりますが、経費面、利用率等を考慮すれば、現在のところその導入は困難であろうかと存じております。

しかし、土日、祝日を含めました時間外での対応につきましては、現在、県内自治体が全部参加いたします山口県電子申請システムによる各種証明書の交付受け付けを来年3月稼働予定で準備を進めておりますが、その受け取り場所、時間について、時間外対応ができないものかを検討いたしておるところでございますので、どうか御理解賜りますようお願い申し上げます。

副議長（行重 延昭君） 24番。

24番（山根 祐二君） 住基カードの多目的利用を検討する中で、自動交付機の導入も検討したという御答弁が今ありました。であるけれども、機器本体の導入価格が高額なため断念したという御答弁がありましたけれども、調査された導入価格というのは、どのくらいでしょうか。また、自動交付機の利用率ということは、どのように予測されているか。細かい数字でなくても結構ですけれども、どのように考えられているか、お答えをお願いします。

副議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） まず、自動交付機を設置した場合の経費とその利用率がどのくらい想定されるかという御質問であろうかと思っておりますけれども、まず費用につきましてお答え申し上げます。

最近の相場を問い合わせましたところ、他県の導入事例から最近の相場は、納入台数にもよるようでございますけれども、1台当たり約800万円から1,000万円くらいか

かります。そして、その機械を稼働させるためのソフトウェアが1台当たり約1,500万円から2,000万円程度かかります。このソフトウェアの開発につきましては、それぞれの自治体の事情と申しますか、姿勢と申しますか、そういったものによりまして随分開きがあるようでございます。自治体の対応にあつらえますので、金額にも開きがあるということでございます。

それから、自動交付機を時間外にも稼働することを考えますと、サーバーを設置する必要がございます。12万人防府市民の全データを格納するサーバーは、かなりの容量を必要といたしますので、約1,700万円、別途かかるのではないかとこのように考えております。

これは極めて概算でまことに申しわけございませんけれども、現場設置経費を含めると、5,000万円から6,000万円程度はかかるものと思われております。

それから、想定される利用率ということもございますけれども、平成5年当時、週休2日制が取り入れられた時点で、毎週金曜日を1時間ほど時間延長して開庁した経緯がございます。その中で、大体1日1人、あるいは2人はいかなかったかと思えます。それくらいの利用率であったかと思えます。したがって、3年後にはその時間延長は取りやめたという経緯がございます。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 24番。

24番（山根 祐二君） 今の利用率というのは、時間外窓口の利用の利用率ということだろうと思えます。機械を置いてあるわけじゃありませんので、利用率の予測は難しいかもしれません。

先ほど答弁の中で住基カードを使った自動交付機の稼働率を上げるためには、住基カードの普及率が高くなる必要がある。だから自動交付機導入を見送ったと言われますけれども、これは本末転倒と思えます。住基カードの利用できる機械が増えれば、住基カードは普及していきます。

昨年本市で住民票と印鑑証明を合わせた取り扱い件数、これは12万9,534件、1日に600件前後ですね。さらに戸籍の取り扱い数2万3,927件を加えると、年間15万3,461件がこの3種類の証明の件数となります。先ほど導入価格について、機械についてはこのとおりだろうと思えますけれども、ソフト、それからサーバーについては、やはり依頼する業者、あるいは導入の仕方、システムの組み方について、いろいろ工夫できるんじゃないかなというのは、若干可能性として残っているんじゃないかなと思えます。また、その金額が高いかどうか、市民サービスにあわせて高いかどうか、高いか安

いかというのも、一概には決められないものじゃないかと思います。

単独市政で行政改革を進める中、費用対効果は重要な項目であります。しかし、言いましたように市民サービスも重要です。富山県高岡市では5年前に導入され、住民票、印鑑証明に加え、本年より戸籍証明書も発行できるそうです。時間外、土曜、日曜オーケーで、多くの市民に利用されております。答弁にありました山口県電子申請システムが稼働しましても、受け取りは開庁時であります。時間外対応ができなければ、市民サービスの効果は半減いたします。自動交付機の導入はしていないが、電話予約で時間外に証明書等を交付している自治体もあります。北海道恵庭市では、閉庁日の前日、電話で市民課へ連絡し、希望の書類を発行し、守衛室で休日、受け取りができます。不自由を感じている市民の視点でお考えください。

答弁の中で、自動交付機は現在ごく限られた自治体のみでの稼働であるとありましたけれども、来年度、ルルサス防府オープンの絶好の機会を逃すと、数年後に県内で自動交付機を導入していない自治体は、防府市を含めごくわずかな自治体のみであるという状況も予想されます。検討中とのことでありましたので、市長の御決断を希望して、この項を終わります。

副議長（行重 延昭君） 次に、国民健康保険証について。生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） それでは、国民健康保険証のカード化実施はできないかという御質問についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成13年4月の健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行により、世帯単位で交付する紙の様式にかえて被扶養者も含めて個人単位で交付するカードの様式が導入されております。

県内13市のカード化の状況は、平成16年7月から萩市が、平成17年3月から柳井市がそれぞれ、紙製保険証のカード化を実施されております。

カード化による利便性といましては、小型で常時携帯できること、就学中の被保険者や旅行者に対し被保険者証を別個に交付する必要がなくなること等のメリットがございます。

課題といましては、本市の健康保険の電算システムや電算機器の変更等が必要になると考えられます。今後、国や自治体の行政事務が電子ネットワーク化されていく中で被保険者証の機能を兼ねた行政ICカードの交付が普及すると考えられることや、医療制度改革において県単位での保険者再編などが検討されてきております。

したがって、本市といましては、このような全国的な電子化への取り組み状況などを総合的に判断しながら、国保保険証のカード化につきましては、今後の検討課題と

して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 24番。

24番（山根 祐二君） 健康保険の電算システムや電算機器の変更が必要になるという御答弁でありましたけれども、これは先ほどの自動交付機にも通ずると思うのですけれども、具体的に言いますと、そのような内容ということになるのでしょうか、どうでしょうか。

副議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 変更しなければならないという経費など、具体的にはどういう内容なのかという御質問でございますけれども、本市の国民健康保険システムは、基本的には世帯単位で保険料計算や保険証の交付などを行っており、電算プログラムもそのように機能いたしております。したがって、カード化になりますと、電算プログラムの処理形態が個人単位となり、かなりの修正が必要になると考えられます。また、電算機器につきましては、カード発行用のプリンターの変更等が考えられます。開発の経費につきましては、電算プログラムの修正を外部に委託するとすれば、修正内容の難易度等にもより相応の経費を要すると思われましても、まだ具体的には検討はいたしておりません。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 24番。

24番（山根 祐二君） ICカード化につきましては、言われたように数々の問題もあると思われましても、利便性も多くのことが考えられます。現在の世帯で1枚の紙の保険証では、家族が同時期に別々の医療機関で受診する際、時間をずらすなどの対応が必要です。1人1枚のICカードになれば、大変便利になります。携帯しやすく、医療機関におきましては、データ入力により事務の簡略化が図られ、検査情報は個別に管理でき、継続的な健康管理が可能となります。全部の市民への対応は困難でも、例えば、交付する費用が高いという観点に立てばですけれども、希望する人のみに交付する等の方法も考えられるわけでありませう。

先ほどの自動交付機についても通じることですけれども、やはりIT化ということで、例えば金融機関ではATMを設置しまして、サービスの向上、窓口業務の軽減、人員の削減ということができております。その結果、金融機関でも時間外の利用ができるようになったわけです。現在では、ATMの導入からさらにネット銀行というのもできまして、店舗レスの銀行というのも営業しております。例えば、普通預金の利息を高い利息に設定し

ても営業が成り立っていくというような状況のところも見られます。

また、スーパーのレジでも、無人レジというのもできております。例えば、富士通がやっておりますけれども、無人レジ4台置くと3人分の人件費を減らせて数年でもとがとれると。サービスとしては、待ち時間の短縮ができておると、このような状況もあります。行政で言えば、顧客にサービスというのが市民サービスということになると思います。行政のプロである執行部の方々のすぐれた知恵を結集して導入コストの低減を図り、実現へ向けて動き出していきたいと思います。ぜひ積極的な検討を要望して、私の質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 以上で、24番議員の質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

午後 3時55分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年12月12日

防府市議会 議長 久保玄爾

防府市議会副議長 行重延昭

防府市議会 議員 田中健次

防府市議会 議員 馬野昭彦